

山梨県企業局経営戦略

平成28年3月
(令和2年3月改定)

山梨県企業局

目次

第1章 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 見直しの必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 山梨県企業局長期計画・中期経営計画の継承・・・・・・・・	2
(2) 「県総合計画」との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 総務省通知を踏まえた計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第2章 企業局の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1 企業局の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 電気事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 温泉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 地域振興事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 企業局の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 電気事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2) 温泉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3) 地域振興事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

第3章 企業局の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 企業局を取り巻く社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 人口減少、少子高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2) 地方創生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3) 施設等の老朽化・大量更新期の到来・・・・・・・・・・	13
(4) 災害・危機管理対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(5) 地球温暖化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(6) 電力システム改革の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(7) 地方公営企業会計制度等の見直し・・・・・・・・・・	14
2 企業局が果たしてきた役割と今後取り組むべき課題・・	16
(1) 電気事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
① 経営戦略の事業評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

②	電気事業の役割と事業の必要性	26
③	今後取り組むべき課題	28
(2)	温泉事業	30
①	経営戦略の事業評価	30
②	温泉事業の役割と事業の必要性	36
③	今後取り組むべき課題	37
(3)	地域振興事業	38
①	経営戦略の事業評価	38
②	地域振興事業の役割と事業の必要性	43
③	今後取り組むべき課題	44

第4章 企業局のあるべき姿と果たすべき役割 46

第5章 電気事業の経営戦略 47

1	電気事業の今後の基本的あり方	47
2	電気事業における経営の基本方針	47
(1)	電力の安定供給	47
(2)	グリーンイノベーションの推進	47
(3)	経営の効率化・健全性の確保	47
(4)	一般行政部門との連携	47
3	経営の基本方針を踏まえた事業計画	48
(1)	電力の安定供給	48
①	目標供給電力量	48
②	電力システム改革への対応	48
③	発電施設・設備の計画的な更新・整備	49
④	自然環境への配慮	50
(2)	グリーンイノベーションの推進	51
①	再生可能エネルギーの普及促進	51
②	「やまなし小水力ファスト10」の推進	52
③	新規水力発電所の開発の推進	53
(3)	経営の効率化・健全性の確保	53
①	組織、人材、定員及び給与	53
②	財政基盤の強化・効率化	54
③	その他経営基盤強化	55
④	資金管理・調達	55
⑤	その他重点事項	55
(4)	一般行政部門との連携	57

4	投資・財政計画(収支計画)	57
(1)	投資試算(投資計画)	57
(2)	財源試算(財源計画)	57
(3)	投資・財政計画(収支計画)	57

第6章 温泉事業の経営戦略 59

1	温泉事業の今後の基本的あり方	59
2	温泉事業における経営の基本方針	59
(1)	温泉の安定供給と資源保護	59
(2)	事業移管のあり方の検討	59
(3)	経営の効率化・健全性の確保	59
3	経営の基本方針を踏まえた事業計画	59
(1)	温泉の安定供給と資源保護	59
①	温泉施設・設備の計画的な整備	59
②	温泉の湧出量及び泉温の確保	60
③	安全・安心な温泉の供給	60
④	温泉資源の保護	61
(2)	事業移管のあり方の検討	61
(3)	経営の効率化・健全性の確保	61
①	組織、人材、定員及び給与	61
②	財政基盤の強化・効率化	61
③	その他経営基盤強化	62
④	資金管理・調達	62
⑤	その他重点事項	63
4	投資・財政計画(収支計画)	63
(1)	投資試算(投資計画)	63
(2)	財源試算(財源計画)	63
(3)	投資・財政計画(収支計画)	64

第7章 地域振興事業の経営戦略 66

1	地域振興事業の今後の基本的あり方	66
2	地域振興事業における経営の基本方針	66
(1)	指定管理者制度の適正な運用	66
(2)	丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討	66
(3)	経営の効率化・健全性の確保	66
3	経営の基本方針を踏まえた事業計画	67
(1)	指定管理者制度の適正な運用	67

①	指定管理者制度の適正な運用による施設運営の継続	67
②	収益的収支の黒字化	67
③	借入金の計画的な償還	67
④	丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修	67
(2)	丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討	68
(3)	経営の効率化・健全性の確保	69
①	財政基盤の強化・効率化	69
②	その他経営基盤強化	69
③	資金管理・調達	69
④	危機管理の体制整備	69
4	投資・財政計画(収支計画)	70
(1)	投資試算(投資計画)	70
(2)	財源試算(財源計画)	70
(3)	投資・財政計画(収支計画)	70

第8章 経営戦略の推進 72

1	進行管理	72
2	事業評価及び計画の見直し	72
3	情報公開	72

参 考 用語解説 73

1 趣旨

地方公共団体は、地域住民の多様な要請に応じて、教育、福祉、防災、社会基盤整備などの一般的な行政活動を行うとともに、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など、公共性が高く受益者負担が適当である事業を行っています。

地方公共団体が、このような事業を行うために経営する企業を総称して「地方公営企業」と言い、本県においても、「山梨県企業局」（以下「企業局」という。）を設置し、電気事業、温泉事業、地域振興事業の3つの事業を行っています。

企業局は、地方公営企業法（以下「法」という。）の全部適用を受けており、法第3条により経営の基本原則として、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営」することが求められているほか、公共性を保つため、地方自治法、地方財政法等の適用を受けることとされています。

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割が求められており、将来にわたり本来の目的である公共福祉の増進を目指していく必要があります。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増していますが、こうした中で、引き続き地方公営企業として事業を展開していくためには、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を図っていくことが重要です。

このため、企業局の今後のあり方を展望し、その道筋を示すため、平成28年3月、経営の基本計画である山梨県企業局経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとしました。

2 見直しの必要性

地域振興事業では、施設がこれまで果たしてきた役割や指定管理者制度^{*}の実績等を検証し、施設運営のあり方について外部検討委員会による検討を行ってきました。この検討結果を踏まえ、平成30年2月に、企業局として「丘の公園が地域振興の中核施設としての機能を維持するため、今後も指定管理者制度を継続することとし、健全運営を確保するための取り組みを進めていく。」との今後の取り組み方針を定め、新たな指定管理者の選定や施設規模と内容の見直し等を行いました。

また、令和元年12月に、約20年後の令和22年頃までに目指すべき本県の姿を明らかにする長期的な構想としての性格と、令和元年度から令和4年度までに実施する施策・事業の内容や行程等を明らかにするアクションプランとしての性格を併せ持つ、今後の県政運営の基本指針である「山梨県総合計画」（以下「県総合計画」という。）が策定されました。

加えて、各事業を取り巻く社会経済情勢の変化等による新たな課題が生じていることから、平成28年度から平成30年度までの取組状況を踏まえ、経営戦略全体の見直しをすることとしました。

3 計画の位置付け

(1) 山梨県企業局長期計画・中期経営計画の継承

企業局では、一般行政部門と連携しながら県民福祉の一層の向上に寄与し、県行政の一翼を担っていくことを目標に、平成18年10月に長期的な展望として「山梨県企業局長期計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）を、中期的な計画として「山梨県企業局中期経営計画」（前期計画：平成18年度～平成22年度、後期計画：平成23年度～平成27年度）を策定し、これらの計画（以下「中長期計画」という。）に基づいて、各事業を展開してきました。

現在の経営戦略は、これまでの中長期計画を継承する計画です。

(2) 「県総合計画」との関係

令和元年12月策定の県総合計画の中では、地域経済や県民生活に関連した大きな変化・機会を未来に向けての「前進」するチャンスととらえ、本県が目指すべき姿を「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」としたうえで、その取り組みの方向性を5つの戦略として示しています。県総合計画は、県政運営の基本指針です。このため、企業局としてその役割を果たしていく上で、企業局の姿勢を示す本計画は県総合計画との整合性が図られたものとなっています。

また、本計画は、既に県が策定している「山梨県公共施設等総合管理計画」及び「山梨県強靱化計画」を踏まえたものとなっています。

(3) 総務省通知を踏まえた計画

総務省は、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が全面施行されたことを踏まえ、平成21年度から平成25年度において、地方公営企業の抜本改革に向けた全国的な取り組みを推進してきました。

地方公営企業を取り巻く経営環境が、その後も一層厳しくなったことから、総務省は、平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（以下「留意事項通知」という。）を、また、平成28年1月に「経営戦略」の策定推進についてを示し、経営健全化に向け、地方公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定することを求めています。

また、総務省は、平成31年3月に「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」を発し、策定済みの経営戦略については質を高める改定に取り組むことを要請しています。

本計画の策定及び改定は、このような総務省通知の内容を踏まえたものとなっています。

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

1 企業局の歩み

山梨県の公営企業の始まりは、戦後復興期の昭和26年に、県内の生活基盤・産業基盤の整備を目的として、当時の商工労働部電力課が早川流域に県営発電事業を計画したことに端を発します。電気事業としては、昭和32年4月に西山発電所が完成、営業運転を開始するとともに、昭和33年1月には電気局を設置し、地方公営企業法を適用しました。

また、昭和30年代後半の高度経済成長期には、昭和36年8月に道路局を設置し、富士スバルラインや御坂トンネルなどの有料道路事業を営むとともに、石和町（現笛吹市石和町）に湧出した温泉の資源保護と地域振興を目的に、企画開発部の下で、全国的にもユニークな石和・春日居地域への温泉給湯事業を昭和38年12月から開始しました。

昭和40年8月には、電気局と道路局が合併し、企業局として発足するとともに、同年10月には温泉事業が企画開発部から企業局に移管されたことから、電気、有料道路、温泉の3事業による経営を行うこととなりました。

昭和50年代の安定成長期には、観光開発等により地域の振興に寄与することを目的に地域振興事業を行うこととし、昭和58年から建設に着手した総合スポーツ・レクリエーション施設「丘の公園」の営業を昭和61年7月から開始しました。

なお、有料道路事業は平成9年度に県道路公社に移管し、現在は、電気、温泉、地域振興の3事業の経営を行っています。

(1) 電気事業

(早川水系)

電気事業は、昭和26年に立案した、「野呂川流域総合開発計画」からスタートし、昭和28年4月に建設の準備を始め、昭和32年4月から県営西山発電所(18,400kW)の運用を開始しました。

奈良田発電所は、昭和36年9月10日に奈良田第一発電所(26,900kW)、同年9月27日に奈良田第二発電所(4,400kW)が完成、昭和38年12月には野呂川発電所(20,000kW)が完成し、運用を開始しました。その後、昭和43年4月に西山、奈良田及び野呂川の3発電所を統合し、早川水系発電管理事務所を設置しました。

コスト面から凍結していた湯島発電所(2,000kW)は、電力需要の増加と、昭和48年10月のオイルショックなどを背景に、昭和56年6月に着工、昭和58年3月に完成、奈良田第三発電所(2,500kW)も、昭和60年3月に完成し、昭和60年4月から運用を開始しました。

(笛吹川水系)

笛吹川は急流河川のため、古くから発電事業の適地として着目されてきました。

県は、昭和41年3月に笛吹川総合開発事業の水利権確保のため、日本電化工業(株)の発電所を買収しました。このとき、藤木第一・第三発電所を廃止し、藤木第二発電所を藤木発電所(1,800kW)に変更、小屋敷第一発電所も出力を1,200kWに変更し、7つの発電所で合計出力6,080kWとして運用を開始するとともに、昭和41年4月、山梨市小原西に笛吹川水系発電管理事務所を設置しました。

その後、昭和46年12月に、広瀬、天科、柚ノ木発電所(34,300kW)の建設計画を策定し、昭和48年には東京電力(株)(以下「東電」という。)の笛吹川第一・第二・第三発電所を買収した上で、同発電所を廃止しました。

関係機関との協議の末、広瀬発電所(3,200kW)は昭和48年2月に着工、昭和50年2月に完成、また、藤木調整池を含む天科発電所(13,300kW)と柚ノ木発電所(17,800kW)は昭和50年3月に完成し、それぞれ運用を開始しました。

また、下釜口発電所(1,800kW)は昭和61年9月に着工し、昭和63年4月から運用を開始しています。

(塩川発電所)

塩川発電所(1,100kW)は、塩川総合開発事業として建設された塩川ダムの直下右岸に、ダムが行う放流を有効的に利用する完全従属式の発電所として建設され、平成10年4月から運用を開始しています。

(集中監視制御)

発電総合制御所の建設以前、早川水系では業務宿直による管理を、笛吹川水系では24時間4班による交替制勤務を行っていました。

このような中、監視制御業務の一元化と保守管理体制の見直しを目的として発電総合制御所の建設が行われ、平成10年4月から運用を開始しています。これにより、業務の効率化・省力化、合理化による要員の削減、勤務環境の改善などが図られています。

早川水系の西山ダム、野呂川取水口、小樺ダムについては、各取水口に1名の保守要員を配置し、24時間勤務による監視と制御を行ってきましたが、ダム管理に関する規制が緩和され、監視カメラを導入した取水口の遠方監視制御が可能となったことから、平成11年7月に早川水系取水口監視所を設置し、取水口の一元管理を行っています。

(2) 温泉事業

昭和36年、石和町(現笛吹市石和町)に湧出した温泉は、青空温泉として全国的に有名となり、温泉掘削の申請が続出する事態となりました。

このため、県の温泉審議会は、昭和37年に、「石和温泉は県が一括して源泉を開発し、給湯方式にすることが望ましい。」との答申を行い、これを受け山梨県温泉開発事業条例が制定され、昭和38年に県営温泉として給湯が開始されました。

その後、昭和40年10月に、当時の企画開発部から企業局に事業移管されたことから、企業局は、石和・春日居地域の温泉乱掘防止と温泉による地域振興の両面から5本の源泉を確保し、公営企業として経営管理を行ってきました。

昭和47年11月からは、常時定流方式(流し放し方式)を循環方式に切り替えるとともに、従量制を採用して料金体系を全面的に変更しました。

昭和61年度からは、石和町の下水道事業等の施工に併せて送配湯管*の敷設替えを行うとともに、平成8年度には老朽化した事務所の建て替えを行うなど、施設の近代化に努めています。

また、平成15年3月、将来に向けて温泉資源を確保し地域の観光振興を図るため、新源泉(6号源泉)を掘削しました。平成29年に4号源泉を温泉非該当としたため、現在は5本の源泉により給湯事業を行っています。

平成26年度からは、耐震性能の向上を図るとともに安定した給湯を行うため、給湯施設の改修を順次行っています。

(3) 地域振興事業

地域振興事業は、県民の余暇活動の増大に伴い、誰もが楽しめ利用できる施設等を整備することにより地域の振興に寄与するため、昭和52年4月に設置され、当初は、山中湖野営場（現在は山中湖村で運営）と八ヶ岳公園有料道路の沿線に建設した道路沿線休憩施設の経営を行っていました。

昭和58年からは、県総合福祉計画に基づき、県有林の高度活用を図る中で、ゴルフ場、テニスコート等を備えた総合スポーツ・レクリエーション施設を整備することとし、「丘の公園」の建設に着手、昭和61年7月にゴルフ場とレジャー施設の営業を開始しました。

その後、平成2年にゴルフコース9ホールを増設するとともに、平成8年4月には、温泉利用施設「アクアリゾート清里」やオートキャンプ場等の整備、平成27年8月には、グラウンド・ゴルフ場の整備を行いました。

また、農政部の「まきば公園」建設に併せて道路沿線休憩施設を整備することとし、平成6年4月から、「まきばレストラン」を丘の公園の施設の一部として運営しています。

丘の公園の管理運営は、平成15年度までは財団法人丘の公園管理公社（以下「公社」という。）に委託してきましたが、平成16年度からは指定管理者制度及び利用料金制^{*}を導入し、指定管理者が管理を代行しています。

2 企業局の現況

(1) 電気事業

① 事業・施設概要

本県は、急峻な山々と豊かな森林、そこから生まれる豊富な水資源という水力発電にとって、より良い条件が備わっています。

電気事業では、この豊富な水資源を活用し、平成31年3月31日現在、早川水系において6発電所、笛吹川水系において11発電所、塩川ダム直下において1発電所を運営するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度^{*}）の認定を取得した6つの発電所を有し、合計24の水力発電所を運営しています。

また、太陽光発電設備は、甲府市内の米倉山に蓄電システムの実証試験用に設置したメガソーラー等5箇所を有しています。

図表1 発電施設の概要

平成31年3月31日末現在

区分	発電所数	最大出力 (kW)
一般水力	18	120,740
小水力 (FIT適用)	6	673
太陽光発電	5	1,160

② 事業実績

過去9年の事業実績は、供給電力量が4億～5億kWhで推移し、電力料収入は33億～41億円で推移し、平均は、年間約36億円となっています。

図表2 供給電力量及び電力料収入の推移

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26
供給電力量 (kWh)	529,540,638	528,420,572	436,016,691	409,900,630	427,971,136
電力料収入(千円)(税抜き)	3,576,773	3,444,264	3,325,164	3,347,933	3,450,927
区分 (年度)	H27	H28	H29	H30	
供給電力量 (kWh)	521,579,133	471,060,917	411,048,881	468,194,008	
電力料収入(千円)(税抜き)	3,648,140	3,634,786	3,937,455	4,172,575	

③ 料金体系

これまで、18水力発電所で発電した電気については、定額制と従量制を組み合わせた二部料金制(定額分8割、従量分2割)により、総括原価[※]で東電に売電していましたが、平成28年4月の電力自由化以降も、引き続き二部料金制を採用し、安定した収入を確保しています。

また、FIT制度の認定を受けた6発電所は、いずれも全量従量制により売電しており、6発電所で年間8千万円程度の収入があります。

④ 財務状況

主な収益的収入[※]は、東電への売電による料金収入で、主な収益的支出[※]は、人件費、施設・設備修繕費及び減価償却費[※]です。

収益的収支[※]について過去9年の状況を見ると、利益[※]がプラス基調で推移しており、平均して年6億円以上となっています。また、起債の償還、設備の改良・開発などのために利益を着実に積み立てるなど、健全な経営を行っています。

図表3 電気事業の決算状況

【電気事業年度別収支実績】

(千円)(税抜き)

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益的収入	3,655,924	3,508,050	3,405,396	3,436,329	3,931,360	3,969,330	3,869,160	4,477,132	4,775,232
収益的支出	3,089,019	3,020,726	3,047,513	2,921,191	3,184,400	3,292,777	3,029,283	3,811,939	3,718,152
収支差(利益)	566,905	487,324	357,883	515,138	746,960	676,553	839,877	665,193	1,057,080

【電気事業年度別貸借対照表】

(千円)(税込み)

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
資産 [※]	37,654,355	38,374,042	38,473,132	38,343,189	37,728,561	38,079,602	38,780,644	38,751,207	39,593,192
負債 [※]	2,145,024	2,648,450	2,804,434	2,504,708	4,873,054	4,647,542	4,608,708	4,164,077	4,198,983
(うち引当金 [※])	1,920,991	2,297,962	2,418,646	2,265,098	2,102,204	1,943,897	1,986,956	1,624,969	1,578,260
資本 [※]	35,509,331	35,725,592	35,668,698	35,838,481	32,855,507	33,432,060	34,171,936	34,587,130	35,394,209
(うち利益剰余金 [※])	7,734,758	7,342,481	7,319,070	7,471,013	8,144,698	7,982,001	8,025,602	7,958,454	7,166,028

(2) 温泉事業

① 事業・施設概要

温泉事業は、源泉5本を持ち、石和・春日居温泉郷の旅館・ホテルや個人など約250箇所に温泉を供給することにより、当該地域の観光振興や温泉資源保護の役割を果たしています。

温泉を供給する全長約12kmの送配湯管については、より保温性・耐久性の高い管への敷設替えを計画的に進めています。また、現在、耐震性能の向上を図るため温泉給湯施設等の改修を行っています。

図表4 温泉施設等の概要

○源泉の概要			令和2年1月1日現在
源泉名	掘削深度(m)	湧出量(ℓ/分)	湧出温度(℃)
1号	185	312	26.9
2号	168	86	53.9
3号	175	655	38.2
5号	190	405	61.6
6号	800	210	71.0

○主な施設概要	
施設名	施設の概要
管理事務所	鉄骨造二階建て、延床面積 195.08㎡
受湯槽※	鉄筋コンクリート造 容量 62㎡
1号貯湯槽※	鉄筋コンクリート造 容量 170㎡
2号貯湯槽	鉄筋コンクリート造 容量 340㎡
ボイラー室	熱容量 1,050,000kcal/h × 2台
配湯ポンプ室	配湯ポンプ 37kW、4,000ℓ/分 × 4台
送湯管※	延長 1,489.0m
配湯管※	延長 10,540.7m

② 事業実績

平成20年9月のリーマンショックに端を発した経済状況の急激な悪化に加え、平成23年3月の東日本大震災の発生、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル事故の影響等から、観光客が減少したことに伴い、多くの旅館・ホテルで使用量を節減する傾向が顕著となりました。この結果、給湯量が減少し、平成23年度、24年度は、使用料収入は1億3千万円台を割り込みました。

平成25年度以降は、富士山の世界文化遺産登録(平成25年6月)や景気回復等により観光客が増加したことに伴い、旅館・ホテルや公衆浴場の使用量が増加し、全体の給湯量・使用料収入の回復がみられました。しかし平成27年以降は再び減少傾向にあり、平成29年度と平成30年度の使用料収入は1億2千万円台となっています。

図表5 給湯量、使用料収入等の実績

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
給湯量 (㎡)	759,447	730,081	730,199	810,750	832,945	798,778	777,411	737,604	708,071
使用料収入 (千円)(税抜き)	134,585	129,617	129,418	140,074	143,266	137,743	134,384	127,208	122,730
契約件数 (箇所別)	284	281	275	267	269	263	261	257	254
契約口数(口)	540	532	527	516	516	509	506	494	490

※契約件数、契約口数は各年度末現在

③ 料金体系

料金については、昭和47年度に基本給湯量を定め、超過料金体系を導入し、平成元年度には、超過料金体系に逡増方式*を取り入れました。

その後、消費税及び地方消費税増税に伴う単価の改定を行い、現在に至っています。

図表6 温泉使用料

令和元年10月1日改定

基本料金(契約1口あたり)	超 過 料 金		
	70m ³ まで	70m ³ 超770m ³ まで	770m ³ 超
10,681円/月	155円/m ³	171円/m ³	

④ 財務状況

主な収益的収入は、給湯による使用料で、主な収益的支出は、人件費及び減価償却費です。

収益的収支について過去9年の状況を見ると、継続して収支がプラスとなっていました。平成28年度と平成30年度でマイナスとなりました。この主な原因は、収入では使用料収入の減少によるものです。支出では平成28年度は資産減耗費*の増加、平成30年度は特別損失等の増加が主な原因となっています。

現在、送配湯管の敷設替えを計画的に進めており、そのための補てん財源として建設改良積立金*を積み立てています。

図表7 温泉事業の決算状況

【温泉事業年度別収支実績】

(千円)(税抜き)

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益的収入	158,498	130,606	131,664	224,618	152,531	146,427	143,752	135,418	134,021
収益的支出	129,567	119,837	121,654	114,038	127,395	113,593	161,164	135,083	158,316
収支差(利益)	28,931	10,769	10,010	110,580	25,136	32,834	▲ 17,412	335	▲ 24,295

【温泉事業年度別貸借対照表】

(千円)(税込み)

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
資 産	1,604,516	1,618,019	1,624,345	1,769,782	1,604,671	1,617,309	1,594,833	1,591,552	1,553,267
(貸倒引当金*)					10,239	10,162	10,264	10,444	10,991
負 債	19,071	21,805	18,414	41,861	179,807	159,611	154,547	150,930	136,941
(うち引当金)	14,502	14,502	14,502	14,502	14,502	15,434	15,651	14,232	14,503
資 本	1,585,445	1,596,214	1,605,931	1,727,921	1,424,864	1,457,698	1,440,286	1,440,622	1,416,326
(うち利益剰余金)	245,994	233,017	229,129	291,481	379,258	409,891	317,552	249,490	181,785

(3) 地域振興事業

① 事業・施設概要

地域振興事業は、子どもからお年寄りまで全ての人々が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として「丘の公園」を運営しています。

丘の公園は、八ヶ岳南麓の豊かな自然環境の中で、約125haの敷地面積を有し、ゴルフ、レジャー、レストランなどの事業を展開しています。

管理運営は、指定管理者（(株)清里丘の公園）が管理を代行しており、指定管理期間は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年となっています。

図表8 丘の公園の施設概要

○ゴルフ事業

所在地	北杜市高根町清里3545-5		
施設の名称	丘の公園清里ゴルフコース(面積:751,907㎡)		
施設の内容	ゴルフ場	18ホール(パー72)	
	ゴルフ練習場	18打席 180m	
	レストラン	96席+コンペルーム56席 655㎡	

○レジャー事業

所在地	北杜市高根町清里3545-5		
施設の名称	アクアリゾート清里 (29,672㎡)	オートキャンプ場 (15,345㎡)	その他 (445,725㎡)
施設の内容	温水プール、展望風呂、露天風呂、レストラン 鉄骨3F 3,652㎡	テントサイト63区画 ケビン8棟	レジャーハウス 316㎡ テニスコート 全天候型3面 パターゴルフ場 36ホール グラウンド・ゴルフ場 16ホール 芝生広場(つどいの野原)等

○レストラン事業

所在地	北杜市大泉町西井出8240-1(まきば公園内)		
施設の名称	まきばレストラン(面積5,835㎡(まきば公園16,917㎡の内、企業局分))		
施設の内容	レストラン棟 136席 鉄骨平屋819.8㎡(内企業局分558㎡) 駐車場 普通車73台 大型車4台 臨時100台		

② 事業実績

過去9年の利用状況は、ゴルフ事業、レジャー事業及びレストラン事業の合計で、約22万人前後の実績となっています。

図表 9 丘の公園の利用状況

(人)

	ゴルフ事業			レジャー事業					レストラン事業	合計	
	計	コース	練習場	計	アクアリゾート	パターゴルフ	オートキャンプ場	テニスコート	グラウンドゴルフ		まきばレストラン
H22	51,033	44,098	6,935	125,119	99,515	14,772	9,108	1,724		45,932	222,084
H23	44,134	38,809	5,325	131,951	104,255	14,750	11,064	1,882		48,596	224,681
H24	47,067	41,277	5,790	126,367	100,869	13,282	10,046	2,170		50,223	223,657
H25	45,124	39,866	5,258	129,445	106,235	11,520	9,655	2,035		45,383	219,952
H26	44,929	39,861	5,068	121,999	100,961	11,038	8,282	1,718		46,447	213,375
H27	44,851	40,001	4,850	138,696	112,042	8,987	10,257	2,224	5,186	40,062	223,609
H28	47,624	42,149	5,475	136,875	112,099	7,557	10,151	1,599	5,469	41,682	226,181
H29	47,203	41,873	5,330	139,012	114,071	6,877	10,625	1,321	6,118	45,151	231,366
H30	46,998	41,836	5,162	129,369	101,874	7,062	11,163	1,148	8,122	48,941	225,308

③ 近隣類似施設

近隣類似施設として、北杜市内には、ゴルフ場は丘の公園以外に5箇所あります。昭和61年の丘の公園の開業当初は、県営ゴルフ場として低廉な料金で利用ができたことから、他のゴルフ場との差別化が可能でしたが、近年、ゴルフ人口が減少する中で、他のゴルフ場も利用料金を下げるなど、競争が激しくなっています。

また、温泉施設は、平成8年の開業時には、近隣に公営温泉が4箇所ありましたが、現在は10箇所に増えており、施設間の競争が激しくなっています。

④ 財務状況

主な収益的収入は、指定管理者からの納入金で、主な収益的支出は、修繕費、賃借料及び減価償却費です。

収益的収支について過去9年の状況を見ると、平成25年度まではマイナスでしたが、減価償却費の減少等により平成26年度以降はプラスとなっています。

貸借対照表^{*}については、平成30年度末で累積欠損金^{*}が約35億円となっています。また、電気事業会計からの長期借入金残高は、平成30年度に建設改良分約32億2千万円を出資金に振り替えたことに伴い、平成30年度末で営業運転分約25億6千万円となっています。

累積欠損金については、減価償却費の減少等に伴い、単年度収支でプラスとなった平成26年度以降、縮減しています。

電気事業会計からの長期借入金については、指定管理者からの納入金を財源に償還を行っています。

図表 10 地域振興事業の決算状況

【地域振興事業年度別収支実績】

(千円)(税抜き)

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益的収入	130,124	120,323	131,623	132,505	153,388	151,194	151,078	150,207	150,348
収益的支出	203,377	202,133	154,183	157,458	146,857	144,931	147,320	144,416	149,104
収支差(利益)	▲ 73,253	▲ 81,810	▲ 22,560	▲ 24,953	6,531	6,263	3,758	5,791	1,244

【地域振興事業年度別貸借対照表】

(千円)(税込み)

区分 (年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
資 産	2,970,475	2,833,122	2,742,420	2,673,580	2,521,454	2,453,140	2,407,233	2,356,399	2,327,550
負 債	2,830,505	2,800,271	2,753,342	2,710,672	6,014,565	5,939,988	5,890,323	5,833,698	2,581,533
(うち修繕準備引当金※)	26,377	19,077	14,187	14,187	-	-	-	-	-
(うち修繕引当金※)	-	-	-	-	14,187	14,187	14,187	5,046	5,046
資 本	139,970	32,851	▲ 10,922	▲ 37,092	▲ 3,493,111	▲ 3,486,848	▲ 3,483,090	▲ 3,477,299	▲ 253,983
(うち累積欠損金)	3,402,775	3,484,585	3,507,145	3,532,098	3,525,567	3,519,304	3,515,546	3,509,755	3,508,510
他会計借入金	6,216,379	6,168,852	6,104,199	6,059,537	5,989,042	5,918,539	5,868,030	5,812,516	2,561,652

※修繕準備引当金は、会計制度見直しに伴う経過措置により、平成26年度から修繕引当金として計上している。

1 企業局を取り巻く社会経済情勢

人口減少や少子高齢化、施設の老朽化等の急速な進展により、地方公営企業を取り巻く経営環境は、ますます厳しさを増しています。

今後も、事業、サービスの提供を安定的に継続するためには、企業局が置かれている状況を的確に把握することが重要であり、このため、企業局にかかわる主な社会経済情勢の変化等を整理し、その現状認識の中で企業局の今後のあり方を展望することとします。

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

我が国の人口は平成20（2008）年をピークに減少局面に入っています。総務省の「人口推計」によると、平成30（2018）年10月1日現在の総人口は1億2,644万3千人で、前年に比べ26万3千人の減と、8年連続での減少となっています。

年齢3区分別人口では、15歳未満（年少人口）が1,541万5千人（12.2%）、15～64歳（生産年齢人口）が7,545万1千人（59.7%）、65歳以上（高齢者人口）が3,557万8千人（28.1%）となっており、前年と比較し、15歳未満の人口が0.1ポイントの減、15～64歳の人口が0.3ポイントの減、65歳以上の人口が0.4ポイントの増となっています。

本県についても、平成30（2018）年10月1日現在の人口は、前年から5,853人減の81万7千人で、減少傾向にあります。

年齢3区分別人口では、15歳未満の人口が9万7千人（11.9%）、15～64歳の人口が47万3千人（57.8%）、65歳以上の人口が24万8千人（30.3%）となっており、65歳以上の人口割合は、全国を上回っています。また、前年と比較し、15歳未満の人口が0.1ポイントの減、15～64歳の人口が0.4ポイントの減、65歳以上の人口が0.5ポイントの増となっており、少子高齢化が急速に進んでいます。

今後の見通しとしては、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成29年に公表した「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、我が国の人口は、令和42（2060）年には9,284万人になると推計されています。また、少子高齢化の進行により、2060年には65歳以上の人口割合が38.1%となるなど、我が国の将来における人口減少及び高齢化は深刻な状況にあります。

本県については、「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（社人研）によると、令和22（2040）年の人口は64万2千人で、そのうち65歳以上の人口は26万6千人になると推測されています。本県の65歳以上の人口割合は41.4%となり、全国以上に高齢化が進むと推測されています。

人口の減少と高齢化は、社会全体の活力や企業活動の低下により、特に地域振興事業において利用料収入の低下を招くなど、企業局全体の経営に影響を及ぼすことが懸念されます。

(2) 地方創生の推進

国では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府全

体が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。

また、同年12月には、令和42（2060）年に1億人程度の人口を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するとして「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（令和元年改正）及び今後5年の基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

さらに、令和2年度からは第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による施策を進めるとしています。

県においては、平成27年9月に、人口の将来展望を示した「山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び基本目標・具体的な施策等を示した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって活力ある地域の創生のための施策を展開してきました。

令和元年12月、県総合計画の策定にあたっては、県政運営の基本指針である県総合計画に基づいてあらゆる施策を総動員して人口減少対策に取り組むとし、新たな人口ビジョンを県総合計画の一部として構成し、さらには、県総合計画を「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置付け、一体的に推進することとしています。

企業局では、電気、温泉、地域振興の3事業を経営し、県民福祉の向上に貢献してきたところですが、今後も引き続き、一般行政部門との連携の中で企業局のポテンシャルを活かした事業展開を進めることが求められています。

(3) 施設等の老朽化・大量更新期の到来

近年、高度経済成長期以降に集中的に整備された社会公共インフラが老朽化し大量更新の時期を迎えるため、その財政負担が新たな課題となっています。

このため、国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公営企業の施設を含む社会公共施設等を総合的かつ計画的に維持管理していくこととしています。

県では、平成27年12月に「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的な管理を進めています（平成31年3月改正）。企業局においても、所管する施設・設備について、当該計画の趣旨に沿って計画的に更新・改修等を進めていくことが求められています。

(4) 災害・危機管理対策の強化

平成23年3月に発生した東日本大震災により、我が国の社会経済システムの不測の事態に対する脆弱性が明らかになるとともに、近い将来に起こると懸念されている首都圏直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保する対策を展開していくことが、喫緊の課題となっています。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行し、地方公共団体に対しても、「国土強靱化基本計画」等を定め、耐震性の強化などの防災、減災対策を計画的かつ速やかに実施するよう求めています（平成30年12月改正）。

県では、平成27年12月に「山梨県強靱化計画」を策定し、対策に向けた取り

組みを進めています。企業局においても、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供していることに鑑み、当該計画に基づく防災対策や危機管理等の充実に早急に取り組む必要があります（令和2年3月改正）。

(5) 地球温暖化への対応

地球温暖化対策については、平成4（1992）年の「気候変動に関する国際連合枠組条約」締結後、国際的な排出削減の枠組みの構築に向けての協議が継続的に行われ、平成27（2015）年12月に、京都議定書に代わる2020年以降の法的枠組みを定めたパリ協定^{*}が採択されました。これを受け、我が国では平成28年に「地球温暖化対策計画」が策定され、2030年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減するとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。

また、平成27（2015）年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択^{*}を受けて平成29年に策定した「SDGs実施指針」及び「SDGsアクションプラン2018」では、持続可能な社会の実現のため、気候変動、インフラ、エネルギー確保等幅広い分野を含んだ総合的な戦略が設定されています。

こうした中、企業局では低炭素社会の実現に向けたグリーンイノベーション^{*}の推進を図っています。二酸化炭素の排出が極めて少ないクリーンエネルギーである水力発電の開発に加え、太陽光発電や小水力発電の普及促進の取り組みや、再生可能エネルギーを利用し、水素を製造して、貯蔵・輸送し、工場等で利用するP2Gシステム^{*}の開発の取り組みが地球温暖化防止を図る上でも期待されています。

(6) 電力システム改革の進展

国では、東日本大震災による原子力発電所事故やその後の電力需給のひっ迫を契機に、電力の安定供給の確保や電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大等を目的とする電力システム改革に取り組んでいます。

電力システム改革では、電力の小売及び発電の全面自由化等に向け、段階的な法整備と制度設計が進められています。

第一段階 平成27年4月 電力広域的運営推進機関^{*}の設立

（電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備と平常時と緊急時の電力調整機能の強化を図る。）

第二段階 平成28年4月 電力の小売と発電の全面自由化、事業類型のライセンス制の導入

第三段階 令和2年4月 送配電部門の法的分離と小売電気料金規制の撤廃
（競争的な市場環境の実現を図る。）

このように、電力システム改革の進展により、企業局の電気事業における経営環境も大きく変化しており、今後も、的確な対応が必要となります。

(7) 地方公営企業会計制度等の見直し

地方分権改革の推進や地方公営企業を取り巻く環境の変化、地方公営企業の抜本的改革の推進等を背景に、平成23年度に地方公営企業会計制度は大幅に改正^{*}され、平成26年度の予算・決算から適用されることとなりました。

この改正は、地方公営企業の経営の透明性の向上と自己責任の拡大を目的としたものであり、現行の企業会計原則^{*}の考え方を最大限に取り入れ、資本制度の見直し

や新たな会計基準の導入等が行われました。

企業局においても、平成26年度の予算・決算から、この新しい会計基準を適用していますが、引き続き、新しい会計基準に基づき経営の健全化・効率化を図っていくことが求められています。

また、人事評価による能力及び実績に基づく人事管理の徹底、適正な退職管理の確保、会計年度任用職員*制度の施行など、近年の公務員制度を取り巻く環境が大きく変化しています。企業局としても、適正な人員配置のもと簡素で効率的な行政体制を実現する必要があります。

2 企業局が果たしてきた役割と今後取り組むべき課題

経営戦略については、年度ごとに取組状況の評価、分析を行い、次年度以降の取組みに反映させていますが、ここで、各事業の平成28年度から平成30年度までの取組状況の評価・分析を総括し、今後の取り組むべき課題を整理します。

(1) 電気事業

① 経営戦略の事業評価

電気事業の経営戦略について、平成28年度から平成30年度までの取組状況とその評価は、次のとおりです。

<電力の安定供給>

○ 目標供給電力量

発電所の計画的な整備や運用により安定的な電力供給を行う。

【目標】

目標供給電力量 (H28-R7) 4,764,240,000kWh (H28-H30) 1,412,030,000kWh

【取組状況】

発電設備や取水ダム等の管理運営を適切に行い、発電施設の健全性を維持し、効率的な運用を図る中で供給電力の増加に努めました。また、計画期間中に重川発電所の整備を行いました。

平成28年度から平成30年度は、目標供給電力量14億1千万kWhに対し、降雨など自然による影響を受け、供給電力量は13億5千万kWh（計画比95.6%）となりました。

電力の安定供給

	計画				実績				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
供給電力量 (kWh)	470,000,000	470,600,000	471,430,000	1,412,030,000	471,060,917	411,048,881	468,194,008	1,350,303,806	95.6%

【評価】

計画を若干下回りましたが、発電所の計画的な整備と効率的な運用により、安定的に電力供給を行いました。

○ 電力システム改革への対応

電力システム改革に的確に対応し、事業の健全経営に努める。

【目標】

ア 当面の対応

- ・電力システム改革の実施により平成28年4月から「発電事業者[※]」を選択し、東電との「電力需給基本契約」（県営21水力発電所により発電した電気の全量を令和5年度まで売電する契約）（以下「基本契約」という。）を継続する
- ・県内企業等への安価な電力供給を行う

「やまなしパワー」

県営発電所の発電量4億7千万kWhに相当する量を供給

平成28年度～平成30年度（3年間）

イ 基本契約満了後に向けた対応

令和5年度末の東電との基本契約期間満了後の電気事業のあり方について、事前検討及び準備を行う

【取組状況】

ア 当面の対応

基本契約の期間内においては、「発電事業者」として東電への供給を継続することとしました。

また、企業局が発電した電力を県内企業等へ安価に供給する「やまなしパワー」を東電と共同で運営しました。

「やまなしパワー」供給状況（H31.3末）

既存企業	455箇所	31,210万kWh
新規立地・経営拡大企業	46箇所	10,990万kWh
合計	501箇所	42,200万kWh

新規小売電気事業者*が電力の割引を行ったことにより競争が激化したため、目標供給量4億7,000万kWhに対する達成率は、89.8%となりました。

イ 基本契約満了後に向けた対応

令和5年度末の東電との基本契約期間満了後の電気事業のあり方について、関東甲ブロック管内において情報交換を行うとともに他県の状況調査を実施しました。

【評価】

供給電力量は目標を下回りましたが、県内企業等への安価な電力供給により、県内経済の発展に貢献するという当初の目的は果たされています。

○ 発電施設・設備の計画的な整備

発電施設・設備の改修及び機能強化を計画的に行う。

【目標】

ア 発電施設・設備の計画的な整備

水力発電施設長期改修計画に基づき、発電所施設・設備の計画的な整備を実施する

イ 既設水力発電所の出力増強

既設発電所の大規模改修時に、出力増強を検討する

ウ 河川維持流量の放流

河川環境の改善に向けて、引き続き維持流量の放流を実施する

エ 西山ダムの湖面拡大及び貯水容量回復

計画的に堆砂対策放流等を行う

オ 特別産業廃棄物（PCB*）の処理

処理方法が確立している高濃度PCBは処理期限までに計画的に処理を進め、安定器類・汚染物、低濃度PCBについては、処理方法の確立を待ち、適正に処理を進める

カ 塵芥の処理

発電所で大量に発生する塵芥に係る処理費用の削減と資源の有効活用を図るため、塵芥を腐葉土化し、周辺の山林に還元する施設整備を実施する

【取組状況】

ア 発電施設・設備の計画的な整備

平成28年度以降天科発電所の改修、西山発電所、奈良田第一・第二発電所の分解点検を行うなど、水力発電施設長期改修計画に基づき計画的な整備を実施しました。

イ 既設水力発電所の出力増強

天科発電所改修工事では、効率アップにより300kWの出力増強を行いました。

ウ 河川維持流量の放流

西山発電所では水利使用許可更新に伴い平成29年10月から河川の維持放流を行っていますが、より安定し、確実な放流を行うための維持放流設備の建設工事を行っているところです。

エ 西山ダムの湖面拡大及び貯水容量回復

毎年約3万m³の土砂搬出と、適切な堆砂対策放流の実施で安定した堆積土砂の管理ができています。

オ 特別産業廃棄物（PCB）の処理

高濃度、低濃度廃棄物とも処理の方針が確立されたため、計画的に搬出・処分を行っています。現在使用中の機器を除き、令和2年度で処理が完了する見込みです。

カ 塵芥の処理

取水に際し発生する塵芥の処理については、関係機関との協議の結果、新たな施設整備は行わず、従来通り人力搬出・処分を行っていくこととなりました。

【評価】 計画どおり実施しました。

<グリーンイノベーションの推進>

○ 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギー安定利用の促進を図るとともにグリーンイノベーションの普及啓発を行う。

【目標】

ア 再生可能エネルギー安定利用の促進

再生可能エネルギーを安定利用していくために、短周期*蓄電システム、中周期*蓄電システム、長周期*蓄電システムの実証研究に取り組んでいく

イ 米倉山太陽光発電所PR施設を用いた普及啓発

情報発信、各種シンポジウム、学習イベント等の開催によりグリーンイノベーションの普及啓発を行う

【取組状況】

ア 再生可能エネルギー安定利用の促進

再生可能エネルギーを安定利用していくために、短周期蓄電システム、中周期蓄電システム、長周期蓄電システムの実証研究を行いました。

短周期蓄電システムについては、平成28年度から平成29年度において「超電導フライホイール蓄電システム*」の実用化に向け、高性能化に必要な技術開発を行い、平成30年度には、早期に導入が見込まれる鉄道分野へ応用するため、公営財団法人

鉄道総合技術研究所と東日本旅客鉄道と連携して取り組みを行い、県内での実証試験が決定しました。

中周期蓄電システムについては、平成28年度から国の助成を受け、民間企業と共同で機器の開発を行い、太陽光発電と組み合わせて実証試験を行いました。

長周期蓄電システムについては、平成28年度に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の採択を受け、平成29年度に実証試験施設を整備し、平成30年度から実証試験を行っており、併せてNEDOの審査を経て、大型実証試験を行うこととなりました。

イ 米倉山太陽光発電所PR施設を用いた普及啓発

米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」でのイベント開催や学習会の実施を通じ、再生可能エネルギー等についての普及啓発と情報発信を行いました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 「やまなし小水力ファスト10※」の推進

「やまなし小水力ファスト10」の推進により小水力発電所の建設を行う。

【目標】

地域資源を活用したエネルギー事業を推進するため、計画的に小水力発電所の建設を行う
平成25年度から10年間で10箇所程度を計画

【取組状況】

平成25年度から採算性が見込める10箇所程度の小水力発電所の建設を目標とし、平成27年度に1箇所の発電所を運転開始しました。平成28年度から平成30年度においては、1箇所の発電所の運転を開始したほか、2箇所の発電所の建設を行いました。また、1箇所の発電所建設に着手しました。

さらに、他の候補地点においても流量調査や関係機関と協議を進めました。

平成29年度 重川発電所が完成（平成29年6月運転開始）

平成30年度 峡東水道第一発電所、峡東水道第二発電所を建設（平成31年4月運転開始）

西山ダム発電所の建設着手（令和2年6月運転開始予定）

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 新規水力発電所の開発の推進

新規水力発電所の開発調査を継続して行う。

【目標】

- ・ 新規水力発電所の開発調査を継続して行う
- ・ 流量調査、関係機関との協議を実施する

【取組状況】

企業局が調査を行っている一般水力開発地点については、流量調査を実施するとともに、地元への計画説明を行うなど事業化の可能性を探っています。

早川町内の保川地点においては、基本計画等を取りまとめるとともに、地元関係者と協議を進め、発電所の建設に同意を得られたことから、実施設計を行い、平成30年度に発電所建設工事に着手しました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 木質バイオマス発電*の検討

木質バイオマス発電の実現可能性の検討をする。

【目標】

事業採算性を精査し、実現可能性について検討を行う

【取組状況】

平成27年度に国の助成を受け、木質バイオマス発電の事業化について検討を行いました。

【評価】 現時点では、採算性に課題があり事業化が難しいことがわかりました。

<経営の効率化・健全性の確保>

○ 組織、人材、定員及び給与

職員数、給与等の適正化を図る。

【目標】

ア 効率的な組織の整備

事務・事業を効果的かつ効率的に執行できるよう、より柔軟に職員を配置する

イ 人材の確保・育成

発電業務を熟知し、経営感覚を備えた幅広い人材育成に努める

- ・ 職場研修の機会の確保・研修指導者の育成
- ・ 外部機関の開催する研修への参加
- ・ 一般行政部門との人事交流や民間企業との交流研修の実施

ウ 定員管理の推進

効果的かつ効率的な事務・事業の執行体制が確立できるよう、適正な定員管理を行う

エ 企業職員の給与の適正化

- ・ 県人事委員会の勧告を踏まえ、給与制度の適正な運用を行う
- ・ 企業従事手当は、5年に1度、企業局労働組合などと協議して、見直しを行う

オ 人事管理及び退職管理

- ・ 平成28年度から管理職及び一般職を対象に人事評価を実施する
- ・ 退職者に対する就職先の届出など徹底した退職管理を行う

【取組状況】

ア 効率的な組織の整備

各所属の状況を勘案しながら、職員を配置しました。

イ 人材の確保・育成

計画的に職場研修を実施しました。また、外部機関の開催する研修へ参加しました。一般行政部門との人事交流や民間企業との交流研修を実施しました。

ウ 定員管理の推進

事業経営等の状況を総合的に勘案し、適正な定員管理を行いました。

エ 企業職員の給与の適正化

県人事院勧告と同様、給与制度の見直しを行いました。

オ 人事管理及び退職管理

管理職及び一般職を対象に人事評価を実施しました。退職管理を行いました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 財政基盤の強化・効率化

安定経営のため財政基盤の強化・経営の効率化を図る。

【目標】

ア 財政基盤の強化

- ・建設改良積立金、中小水力発電開発改良積立金[※]、地域文化振興等積立金[※]等の積み立てを継続する
- ・退職給付引当金[※]、賞与引当金、特別修繕引当金、修繕引当金を引き当てる

イ 事務的経費（消耗品費、旅費、雑費）の縮減

個々の経費を適正に精査し、一層事務的経費を縮減する

ウ 民間の資金・ノウハウの活用

更なる業務効率化のため、技術職員の技術力低下を来さない範囲で外部委託を検討していく

【取組状況】

ア 財政基盤の強化

利益剰余金からそれぞれの積立金に積み立てました。

減債積立金[※]については、企業債未償還残高[※]までの積み立てが完了しています。また、中小水力発電開発改良積立金は、国の制度改正（卸料金規制の撤廃）により、平成29年度以降の新たな積み立てを行っていません。

また、退職給付引当金、賞与引当金、特別修繕引当金を引き当てました。

イ 事務的経費の縮減

事務的経費の縮減に努めましたが、平成27年度の決算額4,517万円と比較すると平成28年度から平成30年度の3年間の平均は4,635万円（電力システム改革に伴って発生した発電所使用電力料金を除く。）で、102.6%となりました。

ウ 民間の資金・ノウハウの活用

設備点検等について外部委託を発注し、業務の効率化を図りました。

【評価】

事務的経費は、平成27年度決算額と比較し、若干増加しましたが、その他の項目については、計画どおり実施しました。

○ その他経営基盤強化

早川上流域水源かん養林の整備等経営基盤の強化を図る。

【目標】

ア 早川上流域水源かん養林整備

- ・ 西山ダム上流域での人工林の整備を引き続き実施する
- ・ 事業終了後の令和5年度以降の事業のあり方を検討していく

イ 資産の有効活用

- ・ 定期預金への預け入れによる利息収入や、西山ダム堆積土砂の払い下げによる一定の収入を確保する
- ・ 今後、電気事業が保有する遊休資産について、有効活用を検討する

【取組状況】

ア 早川上流域水源かん養林整備

森林環境部と締結した協定に基づき、森林環境部が西山ダム上流域の県有林において伐採等の森林整備を実施し、企業局がこの費用を負担しました。平成28年度から平成30年度までの3年間で35haの間伐を行いました。事業開始の平成20年度から平成30年度までの11年間で146haの間伐を行っており、治水能力の向上、河川水の安定的確保による発生電力量増加や地球温暖化対策への貢献、南アルプス国立公園や県立南アルプス自然公園の森林景観の保全等に貢献しています。

イ 資産の有効活用

定期預金への預け入れなど、適切な運用を行い、平成28年度から平成30年度の3年間で1,136万円の利息収入を得ました。

また、3年間で約9万m³の西山ダム堆積土砂の搬出を行い、721万円の収入を得ました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 資金管理・調達

自己財源の範囲内で発電施設・設備の整備等を実施するなど適正な資金管理に努める。

【目標】

自己財源の範囲内で発電施設・設備の整備等を実施するなど適正な資金管理に努める

【取組状況】

資金を適正に管理し、発電施設・設備の整備等を自己財源により実施しました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ その他重点事項

発電施設の耐震対策を計画的に進めるなど防災対策を講じるとともに、機器操作・運用マニュアルの整備など危機管理の体制整備を図る。

【目標】

ア 防災対策の充実

耐震化が完了していない発電施設の一部について、計画的に調査、耐震対策を行う

イ 危機管理の体制整備

- ・「山梨県営電気事業保安規程[※]」を遵守するとともに、必要な改訂を行うなど、現場保安管理の充実強化を図る
- ・機器操作・運用マニュアルの策定・見直し、故障・作業記録等のデータベース化による作業の効率化を図る
- ・労働安全衛生法を遵守するとともに、各種研修を実施し、安全体制の充実を図る
- ・漏油対策訓練を引き続き実施する
- ・大規模改修工事では油脂を使用しない装置の採用、植物由来の油等の使用の検討を行う
- ・できる限り音の少ない発電所の整備、周辺自然景観と調和する色への塗り替えなど景観対策を進める
- ・研修等を通じて法令遵守を周知徹底する
- ・条例に基づき、個人情報の適正な管理を行う

【取組状況】

ア 防災対策の充実

発電施設で耐震化が完了していない施設については計画的に対策工事を実施しました。

イ 危機管理の体制整備

- ・日常の管理業務では常に「山梨県営電気事業保安規程」を遵守するとともに、都度必要な改訂を行いました。特に平成30年度には、より効率的な自主保安体制を確立するために設置された「保安規程検討WG」の報告に基づく改訂を行いました。
- ・発電施設の運用におけるマニュアルを更新し、故障・作業記録等については最新情報を入力し、データの蓄積を行いました。
- ・安全衛生や危機管理に関する教育について計画的に研修を実施しました。
- ・西山ダムや藤木調整池において漏油対策訓練を実施しました。また、天科発電所の改修工事では、水車・発電機のオイルレス化を進め、油の流出リスクの低減と保守管理の簡素化を図りました。
- ・発電所の水圧鉄管や水路金物の塗装工事では、景観に配慮した塗装色にするとともに、既存塗膜の剥離工程における有害物質の飛散に対し対策を講じるなど作業員や周辺環境への影響がないよう配慮して実施しました。
- ・研修等を通じて法令遵守の教育を行い、徹底しました。
- ・個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な管理などを行いました。

【評価】 計画どおり実施しました。

<一般行政部門との連携>

○ 一般行政部門との連携

一般行政部門と連携して県民福祉の向上に努める。

【目標】

電気事業に支障のない範囲で一般会計への繰り出しを行う

【取組状況】

自然エネルギーである水力発電から得た利益の一部を一般会計に繰り出し、地球温暖化対策・環境保全等の施策に活用することにより県民福祉の増進に寄与しています。

一般会計への繰り出し

平成28年度 1億円（地球温暖化対策・環境保全事業）

平成29年度 2.5億円（子育て支援事業、地球温暖化対策・環境保全事業）

平成30年度 2.5億円（子育て支援事業、地球温暖化対策・環境保全事業）

【評価】 計画どおり実施しました。

<投資・財政計画（収支計画）>

○ 投資試算（投資計画）

発電施設・設備の計画的な整備を行う。

【目標】

発電施設・設備の計画的な整備

発電所建設・改良費（H28-R7） 11,292,436千円 （H28-H30） 4,762,252千円（税込み）

修繕費等 （H28-R7） 14,835,698千円 （H28-H30） 4,724,844千円（税抜き）

【取組状況】

電気事業では、長期改修計画により発電施設・設備の計画的な整備を行っています。

平成28年度から平成30年度は、河川管理事業者、関係機関との協議等に時日を要し、実施年度が変更となったこともあり、47億6,225万円の資本的支出*（発電所建設・改良費）と47億2,484万円の収益的支出（修繕費等）の見込みに対し、資本的支出は28億2,850万円（計画比59.4%）、収益的支出は53億900万円（計画比112.4%）の支出となりました。

発電施設・設備の計画的な整備

資本的支出

(千円)(税込み)

	計画				決算				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
発電所建設・改良費	1,535,615	1,641,902	1,584,735	4,762,252	340,945	1,805,340	682,215	2,828,500	59.4%

収益的支出

(千円)(税抜き)

	計画				決算				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
修繕費等	1,705,870	1,468,828	1,550,146	4,724,844	1,268,692	2,110,691	1,929,620	5,309,003	112.4%

【評価】 資本的支出は計画を下回っていますが、計画的な改修ができています。

○ 財源試算（財源計画）

電力の安定供給により利益の確保に努める。

【目標】

供給電力量（H28-R7） 4,764,240,000kWh （H28-H30） 1,412,030,000kWh
 電力料収入（H28-R7） 37,304,489千円 （H28-H30） 11,410,756千円（税抜き）

【取組状況】

主な収益的収入は、東電への売電による料金収入です。

平成28年度から平成30年度の3年間で、供給電力量は計画の14億1,203万kWhに対し、13億5,030万kWh（計画比95.6%）、電力料収入は計画の114億1,076万円に対し、117億4,482万円（計画比102.9%）となりました。

電力の安定供給による利益の確保

	計画				実績				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
供給電力量（kWh）	470,000,000	470,600,000	471,430,000	1,412,030,000	471,060,917	411,048,881	468,194,008	1,350,303,806	95.6%
電力料収入（千円）（税抜き）	3,806,083	3,753,432	3,851,241	11,410,756	3,634,786	3,937,455	4,172,575	11,744,816	102.9%

【評価】 計画どおりとなりました。

○ 投資・財政計画（収支計画）

経営の効率化を図り、安定的な経営の確保を図る。

【目標】

収益的収入（H28-R7） 37,810,183千円 （H28-H30） 11,647,080千円（税抜き）
 収益的支出（H28-R7） 31,081,913千円 （H28-H30） 9,904,554千円（税抜き）
 資本的支出（H28-R7） 14,638,394千円 （H28-H30） 6,340,743千円（税込み）

【取組状況】

収益的収入は、電力の安定供給により、39億円から48億円で推移しています。収益的支出は、平成29年度と平成30年度に修繕費等の増加がありましたが、収支は、計画の17億4,253万円に対し、25億6,215万円となりました。

資本的支出は、重川発電所の建設や天科発電所の改修等を実施し、平成28年度から平成30年度の3年間で、計画の63億4,074万円に対し、75億6,315万円（計画比119.3%）となりました。

投資・財政計画（収支計画）

（千円）

	計画			決算状況		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
収益的収入（税抜き）	3,965,374	3,791,952	3,889,754	3,869,160	4,477,132	4,775,232
収益的支出（"）	3,583,442	3,120,524	3,200,588	3,029,284	3,811,939	3,718,152
収支差	381,932	671,428	689,166	839,876	665,193	1,057,080
資本的収入※（税込み）	104,852	70,714	70,721	96,655	61,768	3,250,864
資本的支出（"）	2,189,870	2,120,369	2,030,504	798,747	2,330,833	4,433,566
収支差	▲ 2,085,018	▲ 2,049,655	▲ 1,959,783	▲ 702,092	▲ 2,269,065	▲ 1,182,702

【評価】 収益的収支は計画を上回りました。資本的支出も計画を上回りました。

② 電気事業の役割と事業の必要性

県内の豊富な水資源を活用した水力発電等により、平成30年度は、年間4億6,819万kWhの電力を供給しました。これは、一般家庭13万世帯分の年間の使用電力量に相当します。

電気事業では、水力発電による電力の安定供給、小水力発電や太陽光発電等クリーンエネルギーの開発促進を通じ、地球温暖化対策や循環型社会の形成など県の環境施策の一翼を担っています。

図表11 水力発電の効果（平成30年度発電実績値で試算）

○ 山梨県の一般家庭13万世帯分（県内の40%）の使用量に相当

$468(\text{百万})\text{kWh} \div (300 \times 12) = 130,000$ 世帯

※1世帯1月当たりの消費電力量を300kWh（2007年度全国平均値、電気事業連合会）として試算

○ ドラム缶62万本の石油量に相当

$468(\text{百万})\text{kWh} \times 0.265\text{リットル/kWh} = 124,020,000\text{リットル} / 200\text{リットル} = 620,100 \div 62$ 万本

※石油火力により1kWhの発電を行うために必要な石油の量0.265リットルを採用

○ 二酸化炭素34万トンの排出抑制効果

$468(\text{百万})\text{kWh} \times 0.727\text{kg-CO}_2 = 340,236,000\text{kg-CO}_2 = 340,236\text{t-CO}_2 \div 10,000 = 34,023.6$ t-CO₂

※発電における二酸化炭素発生量（資源エネルギー庁（電力中央研究所）H22.8年公表数値）から石油火力と水力発電の1キロワットアワー当たりの排出量の差として0.727kgを採用（石油火力：0.738kg-CO₂/kWh 水力：0.011kg-CO₂/kWh）

○ 約4万3千6百haの森林の二酸化炭素吸収量に相当（山梨県の森林の年間吸収量の12.6%に相当）

$340,236\text{t-CO}_2 \div 7.8\text{t-CO}_2/\text{ha}/\text{年} = 43,620\text{ha}/\text{年} \div 10,000 = 4,362$ ha/年

森林(杉)のCO₂吸収量7.8t-CO₂/km²/年 $43,620 \div 347,294 = 0.126$

※林野庁HP：杉（7.8t-CO₂/ha/年）、ブナ4.6 t-CO₂/ha/年

※山梨県の森林面積（H22.）347,294ha（山梨県の面積446,573ha）

また、電気事業は、県民福祉の増進に寄与するため、毎年度の利益から、地域文化振興等積立金を積み立て、クリーンエネルギー開発等の電気事業の推進・啓発に寄与する資産や地域の文化振興に寄与することを目的とした美術品の取得のほか、環境保全事業等を対象に、一般会計への繰り出しを行ってきました。

特に、美術品の取得では、企業局発足の20周年事業等の機会に、昭和52年にジャン・フランソワ・ミレーの「種をまく人」を始め、「夕暮れに羊を連れ帰る羊飼い」などを購入し、山梨県立美術館に寄託展示することで、県民文化の向上

に寄与しています。また、ミレーの美術館として有名な山梨県立美術館は、県外からも多数の来館者があり、観光の振興にも役立っています。

このほか、発電施設がある市町村に対し国有資産等所在市町村交付金（固定資産税に代わるもの）や電源立地地域対策交付金が交付されるなど、電気事業は、県民福祉の向上に直接・間接に貢献しています。

図表 1 2 美術品等の購入及び資金貸付一覧

(千円)

区分	作品	作者	金額	購入(貸付)年月	会計区分	所在	備考	
企業局が購入	絵画	種をまく人	ジャン・フランソワ・ミレー	106,870	S52. 11. 24	電気	県立美術館	20周年記念事業で購入
		夕暮れに羊を連れ帰る羊飼い	ジャン・フランソワ・ミレー	74,810	"	"	"	"
		落穂拾い(夏)	ジャン・フランソワ・ミレー	386,130	H8. 3. 15	"	"	40周年記念事業で購入
	彫刻	四つに分かれた横たわる人体	ヘンリー・ムア	70,295	S53. 2. 28	"	"	20周年記念事業で購入
		叙事詩	ブールデル	40,000	S61. 8. 6	"	"	30周年記念事業で購入
		風神・雷神	澤田美保	5,000	H3. 11. 7	"	富士北麓公園	35周年記念事業で購入
		人走り人休み	澤田美保	3,000	"	"	県立美術館	"
		EVE	舟越保武	25,000	H4. 3. 10	"	県立美術館	"
		モニュメント(子牛の誕生)	井上公雄	15,530	H6. 5. 20	地域振興	まきばレストラン	まきばレストラン整備事業費で購入
		花持つ少女	舟越保武	19,417	H8. 10. 29	電気	県立美術館	40周年記念事業で購入
	その他	「たけくらべ」原稿複製(77葉)	樋口一葉	24,300	H4. 3. 25	"	県立文学館	"
小計			770,352					
資金の貸付	絵画	ポーリーヌ・オノの肖像	ジャン・フランソワ・ミレー	60,000	S55. 3. 31	-	県立美術館	
		ダフニスとクロエ	ジャン・フランソワ・ミレー	80,000	"	-	"	
		冬	ジャン・フランソワ・ミレー	110,000	"	-	"	
	彫刻	瀕死のケンタウロス	ブールデル	81,000	S59. 3. 31	-	"	
	絵画	ペントハイム城の見える風景	ライスダール	150,000	H1. 3. 31	-	"	
小計			481,000					
合計			1,251,352					

図表 1 3 一般会計への繰出金（平成 3 0 年度環境重点化事業）

（千円）

課名	事業名	繰出金	事業費
【子育て支援事業】		170,000	229,013
子育て支援課	やまなし子育て応援事業補助金	170,000	229,013
【クリーンエネルギー推進事業】		2,372	2,372
エネルギー政策課	工業団地等スマート化推進事業	275	275
エネルギー政策課	太陽光発電設備適正管理等推進事業費	87	87
エネルギー政策課	やまなし省エネ県民運動推進事業費	937	937
エネルギー政策課	やまなし水素社会構築推進事業費（やまなし水素エネルギーフェア開催費）	886	886
エネルギー政策課	地中熱普及促進事業費	187	187
【地球温暖化対策事業】		4,233	4,253
エネルギー政策課	快適環境エコライフ県民運動推進事業費	3,774	3,794
みどり自然課	やまなし緑育推進事業費	459	459
【環境保全事業】		73,395	191,880
私学・科学振興課	研究費	14,580	14,580
森林環境総務課	環境学習指導者派遣事業費	416	416
みどり自然課	特定鳥獣適正管理事業費補助金	34,516	75,399
みどり自然課	ニホンジカ保護管理事業費	3,156	80,600
世界遺産富士山課	富士山レンジャー設置事業費	20,687	20,687
畜産課	やまなしエコフィールド利用促進事業費	18	18
農業技術課	有機農業アカデミー開催事業費	22	180
合計		250,000	427,518

図表 1 4 国有資産等所在市町村交付金の推移

（千円）

区分（年度）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市町村交付金額	139,387	141,052	135,042	139,732	138,170	136,396	152,446	149,443

③ 今後取り組むべき課題

ア 電力システム改革への対応

システム改革の進展に伴い、電力供給や売電の形態も複雑さを増す中、

- ・ 東電との基本契約の解消に多額の補償金を要すること
- ・ 契約した電力を確実に供給する、いわゆる同時同量*の達成に補完電力等多額の費用を要すること

・ 小売り事業では、営業や料金回収などの組織が新たに必要となることなどの課題があり、今後、公営企業として安定した経営を前提に、利益の最大化を目指した事業展開・運営について検討を進めていく必要があります。

イ 自立・分散型エネルギー社会の構築

令和元年12月策定の県総合計画では、「県民一人ひとりが豊かさを実現できるやまなし」の実現のための戦略のひとつとして、安心「やまなし」充実戦略を設定し、環境と調和した持続可能な社会への転換を政策として掲げ、クリーンエネルギーの活用や、自立・分散型エネルギーシステムの導入促進を推進するとしています。これら県政策等を実現するため再生可能エネルギーの推進を柱に、今後の取り組みのあり方について検討していく必要があります。

ウ 施設・設備の計画的な更新

電気事業の経営の基盤となる主要な発電所は、昭和30年代から昭和50年代に建設されたものが多く、施設の大半が耐用年数に迫っています。

こうした状況に対応するため、向こう12年間の「水力発電施設長期改修計画」（以下「長期改修計画」という。）を策定し、毎年度見直しを行う中で、発電施設・設備の整備や日常の点検・修繕を実施してきました。

電力の安定供給や健全経営のためには、今後も長期改修計画に基づき、計画的に発電施設・設備の更新や保守作業を行っていくとともに、設備更新時には、最新技術の導入等により、事業基盤の強化を図っていく必要があります。

エ 発電所立地地域の自然環境への配慮

発電所の多くは、早川水系（早川町、南アルプス市）、笛吹川水系（山梨市、甲州市）に立地し、国立公園内等にも発電施設があります。

南アルプス市は平成23年に、早川町は平成26年に景観条例等を施行するとともに、当該地域が平成26年6月に南アルプスユネスコエコパーク^{*}に登録されたことから、企業局が行う発電事業においてもこれまで以上に自然環境への配慮が求められます。また、笛吹川水系では、発電所の上・下流で上水やかんがい用水が取水されています。

発電所では、油圧を使った機械装置のほか、潤滑油、絶縁油等を使用していることから、全ての発電所で油の流出等に対し十分な対策を行ってきましたが、今後、さらに、発電所改修時に油を使用しない機器への更新を検討するなど、万全を期す必要があります。

(2) 温泉事業

① 経営戦略の事業評価

温泉事業の経営戦略について、平成28年度から平成30年度までの取組状況とその評価は、次のとおりです。

<温泉の安定供給と資源保護>

○ 温泉施設・設備の計画的な整備

送配湯管敷設替工事、温泉給湯施設等の改修を計画的に進める。

【目標】

送配湯管の敷設替えについては「送配湯敷設替工事年次計画」、温泉給湯施設等の改修については「改良工事長期執行計画」に基づき、計画的な整備を進める

温泉事業設備改良費 (H28-R7) 480,283千円 (H28-H30) 251,569千円 (税込み)

【取組状況】

送配湯管の敷設替えについては、平成30年度末までの累計は、送湯管1,489m、配湯管10,540mのうち、送湯管1,469m、配湯管9,311mの敷設替えを実施し、全体の89.6%まで整備しました。

温泉給湯施設等の改修では、平成30年度までに、受湯槽、貯湯槽の新築、1号源泉建屋の新設、場内整備工事等を実施しました。

資本的支出（設備改良費）については、平成28年度から平成30年度の3年間で、2億5,157万円の見込みに対し、平成27年度からの工事費の繰越が発生し、温泉給湯施設等改修工事で支出額が増加したため、3億6,346万円（計画比144.5%）の支出となりました。

温泉施設・設備の計画的な整備

資本的支出

(千円)(税込み)

	計画				決算				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
送配湯管敷設替工事	21,600	20,102	20,102	61,804	17,146	46,883	0	64,029	103.6%
その他の工事等	107,265	41,250	41,250	189,765	265,629	4,476	29,330	299,435	157.8%
設備改良費計	128,865	61,352	61,352	251,569	282,775	51,359	29,330	363,464	144.5%

【評価】

計画どおり工事を実施しました。工事費の繰越があったため、資本的支出は計画を上回りました。

○ 温泉の湧出量及び泉温の確保

源泉について、湧出量及び泉温確保のための策を講じる。

【目標】

県が保有する源泉について、湧出量や泉温の低下傾向に係る対応方策等について検討する

【取組状況】

4号源泉について、温泉法に定める温泉に該当しなくなったため、温泉非該当としました。残る5本の源泉により湧出量が確保できるため、温泉の安定供給には影響ありませんが、年間を通じて安定した温泉供給を行うため、定期的に湧出量や泉温の把握に努めました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 安全・安心な温泉の供給

受湯槽・貯湯槽、分湯栓の定期的な清掃、採水検査及び殺菌、温泉成分の分析等の衛生管理対策を講じる。

【目標】

- ア 衛生管理対策
配湯施設の清掃、水質検査、殺菌等の実施
- イ 温泉成分の分析
温泉成分分析の計画的な実施

【取組状況】

ア 衛生管理対策

受湯槽と貯湯槽の抜湯清掃を月1回程度、分湯栓の清掃を年間計画どおり実施しました。また、水質検査を月1回程度、塩素系薬剤の注入及び紫外線殺菌装置による殺菌を実施しました。計画期間中、レジオネラ属菌は検出されませんでした。

イ 温泉成分の分析

平成28年度に温泉成分分析を実施しました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 温泉資源の保護

地域の関係者・機関と意見交換を行い、温泉資源の保護や有効活用に努める。

【目標】

県営石和温泉運営協議会、笛吹市石和町・春日居町源泉保有者懇談会を開催し、意見交換を行う

【取組状況】

県営石和温泉運営協議会や笛吹市石和町・春日居町源泉保有者懇談会を開催し、温泉資源保護の重要性について意見交換を行いました。

【評価】 計画どおり実施しました。

<事業移管のあり方の検討>

○ 事業移管の検討

温泉利用者や関係者の意見を聞きながら今後の事業のあり方を検討する。また事業移管について地元市等と協議、検討を行う。

【目標】

主要改修工事の進捗状況を見据えながら、移管に関する条件面の食い違いや笛吹市営温泉事業との料金格差等の課題について、事業移管の是非を含め、地元市等と協議、検討を行う

【取組状況】

事業移管についての検討に向け、石和温泉管理事務所に隣接する笛吹市の源泉足湯ひろばとの一体利用が可能となるよう、地元要望を取り入れた場内整備工事を実施しました。

【評価】

地元等は引き続き県営での事業継続を希望しており、現時点では事業移管について具体的な検討には至っていません。

<経営の効率化・健全性の確保>

○ 組織、人材、定員及び給与

職員数、給与等の適正化を図る。

【目標】

電気事業と同様に職員数、給与等の適正化を図る

【取組状況】

電気事業と同様に、適正な定員管理、給与制度の見直し等を行いました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 財政基盤の強化・効率化

安定経営のため財政基盤の強化・経営の効率化を図る。

【目標】

ア 財政基盤の強化

- ・「山梨県営温泉事業積立金取扱要綱」に基づき、毎年度の利益から建設改良積立金への積み立てを継続する
- ・貸倒引当金、賞与引当金、修繕引当金を引き当てる

イ 温泉使用料徴収の効率・適正化

債務者に対して期限内納付について啓発するほか、督促状の送付や直接訪問など督促の強化を図る

ウ 事務的経費（消耗品費、旅費、雑費）の縮減

個々の経費を適正に精査し、一層事務的経費を縮減する

【取組状況】

ア 財政基盤の強化

建設改良積立金は平成31年3月末現在1億3,105万円積み立てています。
また、貸倒引当金、賞与引当金を引き当てました。

イ 温泉使用料徴収の効率・適正化

滞納傾向にある債務者に対して期限内納付を促すとともに、督促状や催告状の送付や債務承認及び分割納付誓約書の提出を促すことにより滞納額の削減を図りました。

また、通常の催告では回収が困難な温泉使用料未収金について、未収金回収業務委託を実施し、滞納の縮減に努めました。

ウ 事務的経費の縮減

平成28年度から平成30年度の3年間の平均は107.7万円で、平成27年度決算108.8万円に対して、99.0%となっており、縮減が図られています。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ その他経営基盤強化

石和・春日居温泉郷の活性化に寄与するとともに、資源の有効活用を図る。

【目標】

ア 石和・春日居温泉郷の活性化

地域の関係者・機関と連携し、石和・春日居温泉郷の活性化に向けた取り組みを行うとともに、将来に向けた温泉資源の確保を図る

イ 資産の有効活用

定期預金への預け入れにより利息収入を確保するほか、石和温泉管理事務所内の遊休資産の有効活用を検討する

【取組状況】

ア 石和・春日居温泉郷の活性化

笛吹市や石和温泉旅館協同組合等と協議を行い、石和・春日居温泉郷の活性化に向けた取り組みとして主要改修工事の一つである場内整備において、地元要望の一部を取り入れ、隣接する笛吹市の源泉足湯ひろばとの一体利用を可能としました。

イ 資産の有効活用

定期預金への預け入れなど、適正な運用を行い、平成28年度から平成30年度の3年間で43万円の利息収入を得ました。

また、主要改修工事で生じた沈砂槽撤去後の跡地の有効利用として、隣接する笛吹市の源泉足湯ひろばとの一体利用を可能としました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 資金管理・調達

自己財源の範囲内で施設・設備改修を実施するなど適正な資金管理に努める。

【目標】

現金預金残高に配慮しながら、自己財源の範囲内で温泉施設・設備改修を実施するなど、適正な資金管理に努める

【取組状況】

資金を適正に管理し、配湯管敷設替工事（労報橋他）及び温泉給湯施設等改修工事（受湯槽、貯湯槽の新築、1号源泉建屋の新設、場内整備工事等）を自己財源により実施しました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ その他重点事項

温泉給湯施設の耐震対策を計画的に進めるなど防災対策を講じるとともに、機器操作・運用マニュアルの整備など危機管理の体制整備を図る。

【目標】

ア 防災対策の充実

耐震化未対応の温泉給湯施設について、計画的に改修を行う

イ 危機管理の体制整備

- ・「山梨県企業局自家用電気工作物保安規程※」を遵守するとともに、計画的に施設改修を行うなど、現場保安管理の充実強化を図る
- ・温泉施設の定期的な点検巡視、機器操作マニュアルの見直し及び作業記録等のデータの蓄積を行う
- ・労働安全衛生法を遵守し、各種研修を実施する
- ・研修等を通じて法令遵守を周知徹底する
- ・条例に基づき、個人情報の適正な管理を行う

【取組状況】

ア 防災対策の充実

送配湯管敷設替工事及び温泉給湯施設等改修工事のなかで耐震化を図る工事を実施しました。

イ 危機管理の体制整備

法令遵守するとともに機器操作マニュアル等の更新及び研修等を通じて適正管理の周知徹底に努めました。

【評価】 計画どおり実施しました。

<投資・財政計画（収支計画）>

○ 投資試算（投資計画）

温泉施設・設備の計画的な整備を行う。

【目標】

温泉施設・設備の計画的な整備

温泉事業設備改良費（H28-R7）480,283千円 （H28-H30）251,569千円

【取組状況】

温泉施設・設備の計画的な整備を行うため、平成28年度から平成30年度の3年間で、2億5,157万円の資本的支出（設備改良費）の見込みに対し、平成27年度からの工事費の繰越が発生し、温泉給湯施設等改修工事で支出額が増加したため、3億6,346万円（計画比144.5%）の支出となりました。

温泉施設・設備の計画的な整備

(千円)(税込み)

	計画				決算				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
送配湯管敷設替工事	21,600	20,102	20,102	61,804	17,146	46,883	0	64,029	103.6%
その他の工事等	107,265	41,250	41,250	189,765	265,629	4,476	29,330	299,435	157.8%
設備改良費計	128,865	61,352	61,352	251,569	282,775	51,359	29,330	363,464	144.5%

【評価】

計画どおり工事を実施しました。工事費の繰越があったため、資本的支出は計画を上回りました。

○ 財源試算（財源計画）

主な収益的収入である給湯による使用料の確保に努める。

【目標】

温泉供給量（H28-R7）8,164,000m³ （H28-H30）2,445,000m³

温泉供給収益（H28-R7）1,406,428千円 （H28-H30）421,752千円（税抜き）

【取組状況】

主な収益的収入は、給湯による使用料です。

期間中は、温泉供給量が予想を下回ったことにより、平成28年度から平成30年度の3年間で、温泉供給量は計画の244万5,000m³に対し、222万3,086m³（計画比90.9%）、温泉供給収益は計画の4億2,175万円に対し、3億8,432万円（計画比91.1%）となりました。

温泉供給量及び温泉供給収益

	計画				実績				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
温泉供給量（m ³ ）	814,000	815,000	816,000	2,445,000	777,411	737,604	708,071	2,223,086	90.9%
温泉供給収益(千円)(税抜き)	140,542	140,584	140,626	421,752	134,384	127,208	122,730	384,322	91.1%

【評価】 計画を下回りました。

○ 投資・財政計画（収支計画）

経営の効率化を図り、安定的な経営の確保を図る。

【目標】

収益的収入（H28-R7）	1,476,826千円	（H28-H30）	447,265千円（税抜き）
収益的支出（H28-R7）	1,452,462千円	（H28-H30）	447,264千円（税抜き）
資本的支出（H28-R7）	480,283千円	（H28-H30）	251,569千円（税込み）

【取組状況】

収益的収入は、温泉供給量の減少により、各年度とも計画を下回りました。収益的支出は、平成28年度は資産減耗費の増加、平成30年度は特別損失の計上があったことから、収支は、計画の△0.1万円に対し、△4,137万円となりました。

資本的支出は、平成27年度からの工事費の繰越が発生し、温泉給湯施設等改修工事で支出額が増加したため、平成28年度から平成30年度の3年間で、計画の2億5,157万円に対し、3億6,346万円（計画比144.5%）となりました。

投資・財政計画（収支計画）

（千円）

	計画			決算状況		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
収益的収入（税抜き）	149,311	148,975	148,979	143,752	135,418	134,021
収益的支出（"）	166,289	139,673	141,302	161,164	135,083	158,316
収支差	▲ 16,978	9,302	7,677	▲ 17,412	335	▲ 24,295
資本的収入（税込み）	10	0	0	17	399	0
資本的支出（"）	128,865	61,352	61,352	282,775	51,359	29,330
収支差	▲ 128,855	▲ 61,352	▲ 61,352	▲ 282,758	▲ 50,960	▲ 29,330

【評価】

収益的収支は計画を下回りました。工事費の繰越があったため、資本的支出は計画を上回りました。

② 温泉事業の役割と事業の必要性

笛吹市の入湯客数は、過去9年、平均で80万人を超えており、石和温泉・果実郷周辺の入込客数に占める割合は41.0%となっています。

温泉事業は、笛吹市石和町周辺に47ある旅館・ホテルのうち39に温泉の供給を行っており、石和・春日居温泉郷の地域観光の振興に大いに役立っています。

また、県営温泉として給湯を行うことにより貴重な温泉資源の乱掘防止を図るとともに、地域の関係者・機関等と温泉資源の保護や有効活用のあり方について協議するなど、地域の観光振興に欠かせない事業となっています。

図表 1 5 笛吹市内の入湯客数等の状況

区分 (年度)	石和温泉・果実郷周辺 の入込客数(人)	入湯客数(人)	割合
H22	1,987,716	793,252	39.9%
H23	1,749,084	778,806	44.5%
H24	2,177,466	792,691	36.4%
H25	2,237,428	854,373	38.2%
H26	2,423,413	885,657	36.5%
H27	2,236,166	868,958	38.9%
H28	2,137,741	879,050	41.1%
H29	2,084,624	944,467	45.3%
H30	2,176,497	1,086,547	49.9%
平均値	2,134,459	875,978	41.0%

資料)「山梨県観光入込客統計調査」(県観光部)より作成

③ 今後取り組むべき課題

ア 安定供給と資源保護

温泉事業は、この地で湧出する温泉を付近の旅館・ホテルや個人などの契約者に供給する事業であることから、今後も安全・安心で安定した温泉の供給が求められます。

また、石和・春日居温泉郷の持続的な発展のため、地域の関係者・関係機関と連携しながら、温泉資源の保護について認識を深めていく必要があります。

イ 施設・設備の計画的な整備

送配湯管については、昭和60年度以降順次、保温性・耐久性の高い送配湯管に敷設替えを行うとともに、施設の耐震性能の向上及び安定した給湯を行うため、平成26年度から、石和温泉管理事務所内の温泉給湯施設等の改修を行っています。

現在、送配湯管の敷設替えの進捗率は約9割、温泉給湯施設等の改修についても未着工部分があることから、今後も計画的に施設・設備を更新・改修していく必要があります。

ウ 事業移管

温泉事業は、受益者が主に笛吹市内の特定地域に限られており、同地域には市営温泉事業も存在することから、地元市等への事業移管の検討がされてきました。

しかしながら、依然、事業移管に関する条件面での食い違いがあるほか、市営温泉事業との料金格差など、解決しなければならない課題が残されています。

エ 給湯による使用料収入の確保

超過給湯量の大きい旅館・ホテルでの給湯量減少や、契約口数減少に伴い、温泉事業の主な収入である給湯による使用料が減少の傾向にあります。将来にわたり健全な経営を継続するためには、新規契約者を増やすなど、安定した収入を確保していく必要があります。

(3) 地域振興事業

① 経営戦略の事業評価

地域振興事業の経営戦略について、平成28年度から平成30年度までの取組状況とその評価は、次のとおりです。

<指定管理者制度の適正な運用>

○ 指定管理者制度の適正な運用による施設運営の継続

指定管理者制度の適正な運用により、経営の健全化を図る。

【目標】

今後も指定管理者制度の適正な運用により、地域振興事業の経営の健全化を図る

【取組状況】

指定管理者のモニタリング調査等を通じ、制度の適正な運用を確保するとともに、収益的収支の黒字化や借入金の計画的な償還を行うなど、経営の健全化を図りました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 収益的収支の黒字化

安定した納入金の確保と経費節減に努め、収益的収支の黒字化を図る。

【目標】

平成26年度から平成30年度の指定管理期間内において収益的収支を黒字化する

【取組状況】

収益的収支は、減価償却費の減少等により平成28年度以降3年連続で黒字となりました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 借入金の計画的な償還

借入金の計画的な償還に努める。

【目標】

毎年度生じる損益勘定留保資金※を借入金償還の財源として優先して充当する

【取組状況】

毎年度生じた損益勘定留保資金を、借入金償還の財源として優先して充当するよう努めました。充当額については、平成28年度は計画どおり5,051万円となりましたが、施設の維持・更新に係る修繕等の実施等に伴い、平成29年度は計画7,051万円に対し5,551万円、平成30年度は計画7,052万円に対し2,879万円となりました。

【評価】

平成28年度は計画どおり実施しましたが、平成29年度と平成30年度は計画を下回りました。なお、平成30年度に長期借入金（建設改良分）約32億2,207万円を出資金に振り替えたことにより、財務体質は安定しました。

○ 丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修

丘の公園施設・設備の更新・改修を計画的に行う。

【目標】

地域振興事業設備改良費（H28-R7）60,000千円 （H28-H30）25,000千円（税込み）
 修繕費等 （H28-R7）85,000千円 （H28-H30）50,000千円（税抜き）

【取組状況】

当初計画していたゴルフコースのカート通路の修繕、クラブハウスのトイレ改修等に加え、ポンプ等の設備の更新を行いました。

平成28年度から平成30年度の3年間で、2,500万円の資本的支出（設備改良費）と5,000万円の収益的支出（修繕費、委託費、補償費、資産減耗費）の見込みに対し、資本的支出は5,101万円（計画比204.0%）、収益的支出は6,413万円（計画比128.3%）の支出となりました。

丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修

資本的支出

(千円)(税込み)

	計画				決算状況				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
地域振興事業設備改良費	15,000	5,000	5,000	25,000	14,892	10,596	25,519	51,007	204.0%

収益的支出

(千円)(税抜き)

	計画				決算状況				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
修繕費等	20,000	15,000	15,000	50,000	16,999	18,175	28,952	64,126	128.3%

【評価】

計画以上の改修等を実施しました。これに伴い、資本的支出、収益的支出ともに計画を上回りました。

< 丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討 >

○ 丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討

今後の丘の公園の施設運営のあり方について、外部検討委員会による検討を行う。

【目標】

・ H28-H30年度 外部検討委員会などによる丘の公園のあり方の検討

【取組状況】

外部委員8人により構成された地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会からの提言を踏まえ、地域振興事業（丘の公園）の今後の取り組み方針を策定しました。

【評価】 計画どおり実施しました。

<経営の効率化・健全性の確保>

○ 財政基盤の強化・効率化

安定経営のため財政基盤の強化・経営の効率化を図る。

【目標】

事務的経費（旅費、雑費）の縮減について、個々の経費を適正に精査し、一層の縮減を図る

【取組状況】

事務的経費の縮減に努めましたが、地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会及び指定管理者選定委員会の設置に伴う経費の増加により、平成27年度の決算額14.4万円と比較すると、平成28年度から平成30年度の3年間の平均は65.2万円で、452.8%となりました。

【評価】 事務的経費は、平成27年度決算額と比較し、増加しました。

○ その他経営基盤強化

八ヶ岳南麓地域の振興に寄与する。

【目標】

- ・清里ウォーク等イベントに協力する
- ・地元の関係者や県関係機関等と連携し八ヶ岳南麓の地域振興のあり方等について検討する

【取組状況】

つつじ祭り清里ウォーク及び八ヶ岳トレイルランフェスティバルに対して財政的支援を行いました。また、八ヶ岳南麓地域の振興について北杜市等関係機関と意見交換等を行いました。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 資金管理・調達

資金不足とならないよう、納入金の安定的な確保と収入に見合った支出に努める。

【目標】

- ・資金不足とならないよう納入金を安定的に確保する
- ・施設の維持管理経費等の支出は収入に見合ったものとする

【取組状況】

納入金について計画どおり確保する一方で、施設・設備の計画的な更新・改修を行った結果、資金不足比率は△0.7～△4.4%となり、資金不足は生じませんでした。

【評価】 計画どおり実施しました。

○ 危機管理の体制整備

企業局と指定管理者間の緊急時の連絡体制を整えるなど防災対策を講じるとともに、危機管理における運用マニュアルの整備や点検の実施など危機管理の体制整備を図る。

【目標】

ア 緊急時の対応

災害その他の事故等が発生した場合を想定したマニュアル等に基づき、緊急事態発生時には、指定管理者と連絡を密にし、適切な対応を図る

イ ゴルフ場の農薬使用の適正化

農薬の使用については、「山梨県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき適正に行うほか、定期的にゴルフ場からの流出水についても水質検査を実施し、ゴルフ場における農薬使用の適正化を図る

ウ アクアリゾート清里プール、温泉の衛生管理

プールの水質は、「山梨県プール維持管理指導要綱」に基づき、遊離残留塩素濃度は毎日、過マンガン酸カリウム消費量、水素イオン濃度、大腸菌群、濁度は毎月1回以上の検査を実施するとともに、温泉の水質は、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づき、年2回以上の検査を行い、適切な管理を行う

【取組状況】

ア 緊急時の対応

企業局災害対策本部連絡網において、緊急事態発生に備え24時間体制で連絡が取れるよう体制を整えました。

イ ゴルフ場の農薬使用の適正化

農薬使用量について、3カ年とも県内ゴルフ場の平均使用量を下回りました。また、ゴルフ場の流出水について水質検査を実施し、3カ年とも農薬は不検出でした。

ウ アクアリゾート清里プール、温泉の衛生管理

プールについては、遊離残留塩素濃度は毎日、過マンガン酸カリウム消費量、水素イオン濃度、大腸菌群、濁度は毎月1回以上の検査を実施し、いずれも水質基準に適合しました。また全ての風呂について、水質検査を実施し、遊離残留塩素濃度は基準を満たしたほか、レジオネラ属菌についても不検出でした。

【評価】 計画どおり実施しました。

<投資・財政計画（収支計画）>

○ 投資試算（投資計画）

丘の公園施設・設備の計画的な整備を行う。

【目標】

丘の公園施設・設備の計画的な整備

地域振興事業設備改良費（H28-R7）60,000千円 （H28-H30）25,000千円（税込み）
 修繕費等 （H28-R7）85,000千円 （H28-H30）50,000千円（税抜き）

【取組状況】

丘の公園の施設・設備の計画的な整備を行うため、平成28年度から平成30年度の3年間で、2,500万円の資本的支出（設備改良費）と5,000万円の収益的支出（修繕費、委託費、補償費、資産減耗費）の見込みに対し、資本的支出は5,101万円（計画比204.0%）、収益的支出は6,413万円（計画比128.3%）の支出となりました。

丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修

資本的支出

(千円)(税込み)

	計画				決算状況				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
地域振興事業設備改良費	15,000	5,000	5,000	25,000	14,892	10,596	25,519	51,007	204.0%

収益的支出

(千円)(税抜き)

	計画				決算状況				計画比
	H28	H29	H30	合計	H28	H29	H30	合計	
修繕費等	20,000	15,000	15,000	50,000	16,999	18,175	28,952	64,126	128.3%

【評価】

計画以上の改修等を実施しました。これに伴い、資本的支出、収益的支出ともに計画を上回りました。

○ 財源試算（財源計画）

主な収益的収入である指定管理者からの納入金の確保に努める。

【目標】

納入金 （H28-R7）1,500,000千円 （H28-H30）450,000千円（税抜き）

【取組状況】

主な収益的収入は、指定管理者からの納入金です。

平成28年度から平成30年度の3年間で、計画の4億5,000万円に対し、同額の収益となりました。

【評価】 計画どおりとなりました。

○ 投資・財政計画（収支計画）

経営の効率化を図り、安定的な経営の確保を図る。

【目標】

収益的収入（H28-R7）	1,514,830千円	（H28-H30）	464,249千円（税抜き）
収益的支出（H28-R7）	1,212,086千円	（H28-H30）	430,362千円（税抜き）
資本的支出（H28-R7）	822,442千円	（H28-H30）	216,544千円（税込み）

【取組状況】

収益的収入は、指定管理者からの納入金収入は順調でしたが、平成30年度に予定していた修繕引当金の取り崩しを行わなかったため、計画を下回りました。収益的支出は、平成28年度から平成30年度の修繕費等の増加があったことから、収支は、計画の3,389万円に対し、1,079万円となりました。

資本的収支^{*}は、平成30年度に長期借入金（建設改良分）約32億2,207万円を出資金に振り替えたことから、計画の2億1,654万円のマイナスから1億8,582万円のマイナスに縮減されました。

投資・財政計画（収支計画）

（千円）

	計画			決算状況		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
収益的収入（税抜き）	150,083	154,083	160,083	151,078	150,207	150,348
収益的支出（"）	151,892	141,816	136,654	147,320	144,416	149,104
収支差	▲ 1,809	12,267	23,429	3,758	5,791	1,245
資本的収入（税込み）	0	0	0	0	0	3,222,072
資本的支出（"）	65,509	75,514	75,521	65,401	66,110	3,276,383
（うち、借入金償還）	50,509	70,514	70,521	50,509	55,514	3,250,864
（うち、設備改良費）	15,000	5,000	5,000	14,892	10,596	25,519
収支差	▲ 65,509	▲ 75,514	▲ 75,521	▲ 65,401	▲ 66,110	▲ 54,311

【評価】 収益的収支は計画を下回りました。資本的収支は改善しました。

② 地域振興事業の役割と事業の必要性

丘の公園は、昭和61年の開業以来、平成30年度までに延べ639万人を超える人々に利用され、八ヶ岳高原周辺入込客数に占める丘の公園の利用者数の割合は、過去9年の平均で9.3%となるなど、八ヶ岳南麓地域における観光振興の中核施設として役割を果たしています。

また、ゴルフ場利用税の一部及び入湯税が地元北杜市の収入に、恩賜県有林借地料の一部が地元財産区の収入となっており、開業以来、累計で約16億円が地元の収入となっています。

このほか、丘の公園の従業者に地域住民を雇用するほか、レストランの食材・土産品に地元農畜産物を活用するなど、地域経済への波及効果も大きなものとなっています。

また、電気事業会計からの長期借入金の残高は、平成30年度末で約25億6千万円となっていますが、これを継続して計画的に償還していくことは、電気事業にとっても安定した経営に繋がることから、地域振興事業の継続は、企業局の経営の健全性を確保するためにも必要となっています。

図表 1 6 丘の公園の利用者及び八ヶ岳南麓地域の入込客の状況

(人)

区分	ゴルフ事業			レジャー事業					レストラン事業	合計
	計	コース	練習場	計	アクアリゾート	バターゴルフ	オートキャンプ場	その他	まきばレストラン	
累計	1,836,120	1,544,928	291,192	3,472,040	2,410,074	660,334	264,461	137,171	1,088,185	6,396,345

区分(年度)	八ヶ岳高原周辺入込客数(人)	丘の公園利用者数(人)	割合
H22	2,197,373	222,084	10.1%
H23	2,106,184	224,681	10.7%
H24	2,392,597	223,657	9.3%
H25	2,568,880	219,952	8.6%
H26	2,430,546	213,375	8.8%
H27	2,369,360	223,609	9.4%
H28	2,428,253	226,181	9.3%
H29	2,406,517	231,366	9.6%
H30	2,711,403	225,308	8.3%
平均値	2,401,235	223,357	9.3%

資料)「山梨県観光入込客統計調査」(県観光部)より作成

図表 1 7 丘の公園事業に伴う税収等の状況

○丘の公園事業に伴う税収等

(千円)

区分	平成30年度		平成30年度までの累計	
	県	地元市等	県	地元市等
ゴルフ場利用税	5,323	12,422	346,975	809,607
入湯税	—	4,658	—	110,120
借地料	45,122	14,056	2,178,446	691,002
計	50,445	31,136	2,525,421	1,610,729

* ゴルフ場利用税の額の7/10は、北杜市へ交付(都道府県税であるが税収の7割はゴルフ場の所在市町村へ交付)

* 借地料は、山梨県恩賜県有財産土地利用条例により、管理費用相当分を控除後、1/4を、地元財産区へ交付

○指定管理者の雇用状況(平成30年度)

(人)

雇用区分	正社員	契約社員	期間社員	パート・アルバイト	計
人数	21	21	7	43	92

③ 今後取り組むべき課題

ア 人口減少による利用者減少への対応

今後、我が国の人口及び年齢構成は、著しい減少及び超高齢化に向かうとされていることから、丘の公園においても、ゴルフをはじめとする施設利用者が徐々に減少していくと予測されます。

利用者の減による施設の利用料金収入の減少は、指定管理者の収支悪化に直結することから、今後も、施設利用者の増加に向けた方策や利用者の減少を見据えた事業のあり方等について引き続き検討していく必要があります。

イ 施設・設備の計画的な更新・改修

丘の公園のゴルフ施設は、昭和61年の営業開始から33年が経過し、また、アクアリゾート清里は、平成8年の営業開始から23年が経過するなど、施設・設備の老朽化が進行しています。

こうした施設・設備の老朽化に伴い、思わぬ事故の発生や修繕箇所が増加等による維持管理経費の増加、旧型機器の使用に伴う光熱経費の増加、さらに老朽化し使いにくくなった施設を嫌う施設利用者の減少等が懸念されます。

今後も、施設利用者に快適な施設環境を提供し、リピーターや新規利用者の確保等により事業の安定化を図っていくためには、施設・設備の計画的な更新・改修を進めていく必要があります。

ウ 今後の取り組み方針の実施

地域振興事業は、収益的収支の黒字が継続している状況ではあるものの、多額の累積欠損金と電気事業会計からの長期借入金があり、依然として厳しい経営状態にあります。

今後は、外部委員で構成された地域振興事業(丘の公園)あり方検討委員会(以下「あり方検討委員会」という。)での提言を踏まえ、平成29年度に策定した今後の取り組み方針に則り事業運営を行っていく必要があります。

〈今後の取り組み方針〉

- ① 施設規模と内容の見直し
- ② 地域振興事業の収益的収支の黒字の継続
- ③ 納入金の確保
- ④ 新たな集客策の検討
- ⑤ ネーミングライツ[※]の導入
- ⑥ 施設の維持・更新
- ⑦ 長期借入金の取扱い等

第4章 企業局のあるべき姿と果たすべき役割

企業局のあるべき姿

- 地方公営企業の経営の基本原則に基づき、企業としての経済性を発揮し、公共の福祉の増進を図ります。
- 地方公営企業は、公共性が高い事業を行っていることに鑑み、電気、温泉及び地域振興の各事業が安定的に経営できるよう、独立採算制の原則に基づき、徹底した効率化、経営健全化を図ります。

企業局の経営の基本原則です。この基本原則に基づき、電気、温泉及び地域振興の各事業を運営していきます。

企業局の果たすべき役割

- 電気、温泉及び地域振興の各事業の計画的な執行を通じて、県民へ適正なサービスを提供し、県民福祉の増進に寄与します。
- 企業局の経営に支障のない範囲で、一般会計への繰り出しの拡充等を図り、県の重要な施策展開に貢献します。
- 企業局が発電した電力を県内企業等に安価に供給することを通じて、県内企業の事業拡大、新規企業立地、雇用創出等を促進し、本県の経済発展と定住人口の増加に貢献します。

山梨県公営企業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第1条において、「産業経済の発展、観光の開発その他県民の福祉の増進に寄与するため、電気事業、温泉事業及び地域振興事業を設置する。」と規定されています。

前章までで、企業局にかかわる主な社会経済情勢の変化のほか、各事業の今後取り組むべき課題等を整理したところですが、条例で規定する企業局の事業目的、企業局が置かれた現状等を踏まえ、今後の企業局の果たすべき役割を示しました。

なお、各事業の今後の具体的な役割については、次章以降、今後の基本的あり方として示しています。

1 電気事業の今後の基本的あり方

- 電力システム改革に的確に対応し、電力の安定供給を行うことにより、引き続き、事業の健全経営に努めます。
- クリーンエネルギーの普及促進、小水力発電の開発及び水素エネルギーの活用に向けた研究等に取り組むことにより、地球温暖化対策に貢献します。
- 事業で得られた利益を県民に還元し、県民福祉の向上に取り組みます。

電気事業を取り巻く経営環境は大きく変化しようとしています。電力システム改革に的確に対応するためには、発電施設・設備の適切な保全による電力の安定供給と経営の健全性の確保が大前提となります。

事業基盤の充実、強化を図った上で、地球温暖化対策や県民福祉の向上など地方公営企業の目的に合致した事業運営を行い、併せて県内経済の発展にも寄与していきます。

2 電気事業における経営の基本方針

電気事業の今後の基本的あり方を実現していくため、次のとおり経営の基本方針を定め、対応を図っていきます。

(1) 電力の安定供給

電力システム改革に的確に対応し、事業の採算性を確保するとともに、発電施設・設備の計画的な整備や河川維持流量の放流等発電に欠かせない環境整備を行うことにより、電力の安定供給を図ります。

(2) グリーンイノベーションの推進

本県の恵まれた自然環境を活かし、太陽光発電や小水力などのクリーンエネルギーの普及促進に取り組むことや再生可能エネルギーの安定利用及び水素エネルギーの活用に向けた研究を行うなど、脱炭素社会の実現や自立・分散型エネルギー社会の構築を図るためグリーンイノベーションを推進します。

(3) 経営の効率化・健全性の確保

電気事業が安定的に経営できるよう、事務的経費等の削減に努めるとともに、施設・設備の更新・改修に必要な財源を計画的に確保し、経営の効率化、健全性の確保に努めていきます。

(4) 一般行政部門との連携

平成28年3月策定の「やまなしエネルギービジョン」は、県総合計画の部門計

画となっています。電気事業の経営にあたっては、この計画の趣旨に沿って、「強い経済・しなやかな暮らしを支えるエネルギー社会の実現に向けた取り組み」との連携を図っていきます。

また、電気事業で得られた利益の一般会計への繰り出しを通じて、県の重要な施策展開に貢献できるよう、一般行政部門との連携を図っていきます。

3 経営の基本方針を踏まえた事業計画

(1) 電力の安定供給

① 目標供給電力量

目標供給電力量は、平成28年度の目標供給電力量4億7千万kWhがベースになっており、平成29年度から令和4年度までは小水力発電所等の整備が進むことから供給電力量が増加し、令和4年度以降は4億8千万kWhを見込んでいます。なお、今後の発電所の整備や出力増強等の進捗状況を踏まえ、適宜、目標供給電力量を見直していきます。

図表18 目標供給電力量

(kWh)

区分（年度）	H28	H29	H30	R1	R2
既存分	471,060,917	410,906,480	467,760,762	470,000,000	470,000,000
新規	0	142,401	433,246	2,030,000	3,830,000
計	471,060,917	411,048,881	468,194,008	472,030,000	473,830,000

区分（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
既存分	470,000,000	470,000,000	470,000,000	470,000,000	470,000,000
新規	3,830,000	11,030,000	11,030,000	11,330,000	11,630,000
計	473,830,000	481,030,000	481,030,000	481,330,000	481,630,000

※平成30年度までは実績値

② 電力システム改革への対応

ア 当面の対応

令和3年度までは、東電との基本契約に基づき売電するとともに、「やまなしパワー Plus[※]」を共同して運営していくこととしており、今後、この成果について検証を行い、また、アンケートによる供給の相手方の意見や県内経済の状況、電力市場の動向などを踏まえ、残り期間の供給について最善の方法を検討していきます。

イ 基本契約満了後に向けた対応

令和5年度末に東電との契約が満了となることから、その後の電気事業のあり方について、次の項目について重点的に検討及び準備を十分に行い、電力システム改革に的確に対応していきます。

引き続き「発電事業者」として、

- ・一般競争入札やその他の方法による新たな売電契約の締結による供給
- ・やまなしパワー Plus の後継事業の実施による供給
- ・地域 P P S^{*}の共同設立による供給

「小売電気事業者」のライセンスを加え、

- ・企業局自らによる電力の小売り

さらに、今後の電力取引においてはこれまでの電力量の取引だけでなく、供給力としての価値や非化石価値^{*}の取引などの市場の整備が進められていることから、今後の電力市場や他の公営電気事業者の動向等を見極めながら、最適な方法を選択し、地方公営企業としての経営の健全性を確保していきます。

③ 発電施設・設備の計画的な更新・整備

ア 発電施設・設備の計画的な更新・整備

企業局の主要な発電所の多くは、昭和30年代に建設されています。定期点検等を実施して劣化状況の把握や故障箇所の早期発見に努めていますが、健全な状態に保つための保全工事や、長寿命化を目的とした改良工事には、多くの費用と発電所の長期間の停止が必要となります。

このため、工事の費用と停止期間の平準化を図るために長期改修計画を策定しており、今後7年間の計画期間中に、約87億円の建設改良事業費を見込んでいます。

また、長期改修計画については点検結果など施設の状況を反映した中で、毎年、見直しを行っており、計画に基づき、改良、保全工事を着実に実施することで発電所の長寿命化を図るとともに、電力の安定供給を実現していきます。

さらに、設備更新時には、最新技術の導入等により、保守管理の簡素化や出力の増強など事業基盤の強化を図っていきます。

図表 19 今後7年間の新規・更新需要額の試算

(千円)(税込み)

区分(年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発電所改良費	335,384	1,319,042	678,951	835,542	1,636,823	1,160,533	871,967	306,499	254,916	171,768
発電所建設費	5,561	486,298	3,264	1,476,267	513,000	1,108,000	116,600	116,600	116,600	22,000

※平成30年度までは実績値

計画期間における主な整備事業は、次のとおりです。

図表 20 今後7年間の主な改修事業

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
発電施設・設備の計画的な整備	発電施設・設備の計画的な整備										
	天科発電所改修工事			広瀬発電所改修工事			湯島発電所改修		奈良第三発電所改修		
	西山発電所分解点検			下釜口発電所リブレース			野呂川発電所分解点検				
	奈良第一・第二発電所分解点検			塩川発電所分解点検		鼓川発電所分解点検		藤木・小屋一・小屋二発電所分解点検			
				琴川第三発電所分解点検		琴川第一・第二発電所改修工事					

イ 既設水力発電所の供給力の増強

既設発電所の大規模改修時に、発電効率の高い設備・機器を導入し、出力増強を図ります。天科発電所については、平成28年度から平成29年度の改修工事において、300kWの出力アップを図りました。

今後も最大出力のアップなど最適な改修を行い、供給電力量の増加に努めていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
既設発電所出力の増強 (改修工事後の性能確認試験)	既設発電所出力増強の検討										
	天科発電所改修工事			広瀬発電所改修工事			湯島発電所改修		奈良第三発電所改修		
				下釜口発電所リブレース			琴川第一・第二発電所改修工事				

④ 自然環境への配慮

ア 河川維持流量の放流

河川から取水する際は、川の流れを確保し、河川に生息する動植物の保護や流水による河川の浄化機能の維持を図るため、一定の水量を河川維持流量として放流することが河川法で定められています。

企業局では、これまでも河川法に基づき、河川毎の状況に応じて一定の水量（河川維持流量）を放流するとともに、早川水系及び笛吹川水系の上流区間の河川維持流量の検討を行い、発電取水箇所からの放流の見直しを行ってきており、引き続き、河川環境の維持・改善に努めていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
河川維持流量の放流	維持放流の実施										
	西山発電所維持流量暫定放流			奈良田第一・第二発電所水利更新		野呂川発電所水利更新		塩川発電所水利更新		大城川発電所水利更新	
	西山発電所水利更新	維持放流設備工事		維持放流設備からの放流開始							

イ 西山ダムの湖面拡大及び貯水容量回復

西山ダムは、発電ダムと砂防ダムの共同事業として昭和31年に完成し、昭和34年及び昭和57年の大型台風襲来時には砂防機能を発揮し、ダム下流の災害防止に大きく貢献しました。

しかし、土砂の堆積により河床が上昇し、貯水容量の減少や湖面の縮小によって景観が損なわれるとともに、ダム利水機能が低下しています。

このため、計画的に堆砂対策放流等を行い、湖面の拡大及び貯水容量の回復により景観を回復させ、発電量の増加を図っていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西山ダムの湖面拡大・貯水容量回復	堆砂対策放流の実施									
	計画的な土砂搬出									

ウ 特別産業廃棄物（PCB）の処理

PCB入り機器は、昭和49年に製造や新たな使用が禁止され、県営電気事業においては、順次使用を中止するとともに、関係法令等に基づき、専用の倉庫で適切に保管管理を行ってきました。

PCB廃棄物の処理については、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が施行され、最終処理期限は令和9年3月（当初は平成28年7月まで）とされています。現在保管中の廃棄物について順次処理を進め、令和2年度に完了する見込みです。また、使用中のPCB機器についても、順次撤去し、処理期限内の処理を行っていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
PCBの適正処理の推進	高濃度(PCB)の処理期限(令和4年3月31日)					処理完了				
	低濃度(PCB)の処理期限(令和9年3月31日)			保管廃棄物		処理完了				
							使用中廃棄物処理			

(2) グリーンイノベーションの推進

① 再生可能エネルギーの普及促進

ア 再生可能エネルギー安定利用と地球温暖化対策の促進

地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められて

います。再生可能エネルギーを一層普及させ、安定利用していくためには、蓄電技術の更なる進歩と高度利用が不可欠です。

このため、超電導による電力貯蔵技術を用いた短周期蓄電システムや、ハイブリッド水素電池^{*}による中周期蓄電システム、CO₂フリー電力を利用して水素を製造、貯蔵するP2Gによる長周期蓄電システムの実証研究を、引き続き行っていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
再生可能エネルギー 安定利用の推進	短周期蓄電システム実証研究										
	中周期蓄電システム実証研究										
	長周期蓄電システム実証研究										
	米倉山を次世代エネルギー研究フィールドとして活用 (蓄電技術研究サイト)										
	→										

イ 米倉山太陽光発電所PR施設を用いた普及啓発

企業局では、甲府市米倉山に大規模太陽光発電所を東電と共同で整備するとともに、当該発電所に併設するPR施設「ゆめソーラー館やまなし」を平成24年1月から開館しています。

当該施設では、次世代エネルギーについての情報発信、クリーンエネルギーや地球温暖化防止などに関するシンポジウム、学習イベント等を開催しており、環境施策に対する本県の姿勢を全国にアピールするとともに、グリーンイノベーションの普及啓発を引き続き行っていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
PR施設による情報 発信と啓発活動	シンポジウム、学習イベントの等の開催									
	→									

② 「やまなし小水力ファスト10」の推進

地域資源を活用したエネルギー事業を推進するため、県内の急峻な地形を活用し、計画的に小水力発電所の建設を行っていきます。

「やまなし小水力ファスト10」では、エネルギーの自立・分散型を推進するため、FIT制度等を活用し、平成25年度から採算性が見込める10箇所程度の小水力発電所の建設を集中的に行っていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
やまなし小水力カファ スト10の推進 整備地点数累計 (運転開始)	小水力発電所の建設									
	1地点	2地点	2地点	4地点	5地点	5地点	6地点	6地点	7地点	8地点
	管理運用									

③ 新規水力発電所の開発の推進

再生可能なクリーンエネルギーの供給と電気事業の経営基盤強化を図るため、新規発電所の開発調査を継続して行っています。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規水力発電所の 開発の推進	設計、協議			建設			運転開始			
	流量調査、関係機関協議									

(3) 経営の効率化・健全性の確保

① 組織、人材、定員及び給与

ア 効率的な組織の整備

電力システム改革への対応やグリーンイノベーションの推進に伴い発電施設等の増加が予想されることから、事務・事業を効果的かつ効率的に執行できるよう、より柔軟な職員配置を行っていきます。

イ 人材の確保・育成

発電業務に熟知した人材の育成はもとより、経営感覚を備えた幅広い人材の育成に努めます。

人材育成を推進するため、職場研修の機会を確保するとともに、研修指導者の育成を図ります。また、従来から行っている一般行政部門との人事交流を引き続き実施し、職員の能力向上を図ります。

外部機関の開催する研修に引き続き積極的に参加するとともに、東電等との民間企業交流研修を継続し、先進企業等への人材派遣研修についても検討していきます。

特に、電気職については、県職員として必要な基礎的能力、職務遂行能力及びマネジメント能力に加え、専門職として、専門技術に関する知識・技能、事業経営上必要な専門知識及び労働安全衛生に関する知識・技能を習得することが求められていることから、「電気職等職種別人材育成推進計画」(平成25年11月策定)に基づき、本人の希望や適正を踏まえた人材育成を図っていきます。

ウ 定員管理の推進

電気事業の職員数は、平成31年4月1日現在、正規職員が、局本庁35人、

発電総合制御所18人、早川水系発電管理事務所31人、笛吹川水系発電管理事務所18人の合計102人であり、非常勤嘱託職員14人となっています。

定員については、社会経済情勢の変化や事業経営の見通し等も総合的に勘案する中で、効果的かつ効率的な事務・事業の執行体制が確立できるよう、引き続き適正な管理を行ってまいります。

エ 企業職員の給与の適正化

給与については、知事部局に準じ、物価、生計費、業務の実態等の諸条件を総合的に勘案してなされる県人事委員会の勧告を踏まえて決定しています。今後も、人事委員会勧告を尊重する中で、適宜見直し等を行い、適正な運用を行ってまいります。

また、手当等についても知事部局に準じており、適切に運用を行ってまいります。なお、企業従事手当（特殊勤務手当）については、5年に1度、企業局労働組合などと協議を行った上で見直しを行ってまいります。

オ 人事管理及び退職管理

企業局は、平成17年度に制定した「定員適正化計画」及び平成19年度に策定した「山梨県行政改革大綱」に基づいて定員管理を行っており、平成23年4月までに目標の定員108人（正規職員で温泉事業会計含む。以下同じ。）を達成し、平成31年4月1日現在は106人となっています。

また、平成28年度から地方自治体において人事評価制度の導入が義務化されたため、県では一般職の人事評価を本格実施することになり、企業局においても、知事部局と同様に、平成28年度から管理職及び一般職を対象に人事評価を実施しています。

退職者にはこれまでも就職先などの届出を義務付けていましたが、平成26年度に地方公務員法が改正され、退職後の働きかけ等に対して罰則が設けられたことから、徹底した退職管理を行ってまいります。

② 財政基盤の強化・効率化

ア 財政基盤の強化

a 積立金の積み立て

将来の大規模改修及び災害時の対応に備える建設改良積立金、環境保全に資する事業、子育て支援事業及び教育関係事業等を対象とした一般会計への繰り出し等を目的とする地域文化振興等積立金、利益積立金等の積み立てを継続し、財政基盤の強化を図ってまいります。

b 引当金の引き当て

職員の退職手当の支給に備えるための退職給付引当金、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いに備えるための賞与引当金、設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるための特別修繕引当金及び通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合にその修繕に備えるための修繕引当金を引き当てます。

イ 事務的経費の縮減

東電との売電契約は、総括原価に基づいた料金により行っています。

これまでも、コスト縮減に対する取り組みを行ってきたところですが、電力システム改革に的確に対応するため、個々の経費を適正に精査することで、より一層事務的経費の縮減を図り、経営の効率化に努めていきます。

ウ 民間の資金・ノウハウの活用

これまで、技術職員数を減少させてきたことに伴い、発電施設を保守管理する上で必要な、除草業務、取水口に蓄積した塵芥処理業務、測水業務などを順次外部委託に移行してきました。

今後、更なる経営の効率化を図る上で、水路管理業務や発電管理業務の一部について、技術職員の技術力低下を来さない範囲で外部委託を検討していきます。

③ その他経営基盤強化

ア 早川上流域水源かん養林整備

早川上流域には6箇所の水力発電所がありますが、洪水時等における河川への出水や土砂の流出は激しく、発電事業に大きな影響が出ています。

このため、西山ダム上流域の水源かん養機能を強化するため、森林環境部と協定書を締結する中で、県有林のうち施業が必要な人工林の整備（企業局は費用の負担）を平成20年度から実施しています。

本事業は、令和4年度までとなっていることから、引き続き森林整備を継続するとともに、令和5年度以降のあり方を検討していきます。

イ 資産の有効活用

定期預金への預け入れによる利息収入や、西山ダム堆積土砂の払い下げにより一定の収入を確保しています。また、今後、電気事業が保有する遊休資産について、有効活用を検討していきます。

④ 資金管理・調達

発電施設・設備の計画的な整備や、グリーンイノベーションの推進に伴い、多額の資金需要が生じます。

これらに要する費用は、現在、全て自己財源で賄っていますが、長期的な資金需要を考慮し、適正な資金管理に努めていきます。

⑤ その他重点事項

ア 防災対策の充実

県が策定した「やまなし防災アクションプラン」に基づき、発電施設の耐震化を計画的に進め、耐震基準に満たない発電所建屋については、平成25年度までに耐震対策を完了しています。なお、耐震化が完了していない発電施設の一部にあっては、計画的に調査を実施し、耐震対策を行っていきます。

また、大規模地震等災害発生時には、県の「地域防災計画」及び企業局が策定した「山梨県営電気事業大規模地震対策活動要領」に基づいて職員の配備、発電所の停止操作を行うとともに、「地震発生後のダム臨時点検実施要領」に基づいて臨時点検等必要な措置を講ずることとしています。

イ 危機管理の体制整備

a 現場保安管理の充実強化

電力を安定して供給するためには、発電施設・設備の保安管理が重要です。企業局では、これまでも、設備・機器の健全性を維持し、効率的に管理運用ができるよう「山梨県営電気事業保安規程」を策定し、適切な保安管理を行ってきました。

今後も、適切な保管管理を行うとともに、適宜、関係事業者と協議を行い、必要な改訂を行うなど、現場保安管理の充実強化を図っていきます。

b 機器操作・運用マニュアルの更新、故障・作業記録等のデータ蓄積

技術の伝承を円滑に行うため、機器操作・運用マニュアルを策定するとともに、随時、見直しを行い、機器操作に熟練した者の知識を職員全体で共有できるようにしています。

また、施設・設備の故障や作業の記録等をデータベース化して蓄積し、作業の効率化を図っています。

c 安全衛生教育の実施

労働安全衛生法に基づいた就業制限を行うとともに、企業局安全衛生委員会や技術研修等において、計画的に安全衛生教育を実施し、安全体制の充実を図っていきます。

d 漏油対策の強化

発電所からの排出水に油が混入した場合に備え、発電所地下に油の検出装置・回収装置を設置しています。また、水路の近くに多くの油が使用されている変電所では、噴油事故に備え、噴出した油を受けるタンクを設置しています。なお、万一の事故に備えた漏油対策訓練を引き続き実施していきます。

さらに、漏油対策を強化するため、大規模な改修工事の際には、できる限り油脂を使用していない装置の採用を検討していきます。また、植物由来の油等の使用を検討し、設備の運用に支障がないと認められた場合には、その油を採用し、使用量の削減にも努めていきます。

e 周辺環境及び景観への配慮

民家に近い発電所の新設などでは、周辺環境に配慮し、できる限り音の少ない発電所の整備を進めていきます。また、水圧鉄管等の塗装色については、周辺自然景観と調和する色への塗り替えを実施してきたところですが、今後は、地元市町村が策定する景観条例等に基づいた景観対策を進めていきます。

f 法令遵守体制の整備

職員は県民全体の奉仕者であり、常に公正な職務執行に当たること、法令を遵守し、県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないことを、研修等あらゆる機会を通じて周知徹底しています。

g 個人情報保護対策

保有する個人情報（法人等に関する情報も含みます。）については、山梨県個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に基づき、適正な管理等を行

っています。

なお、「やまなしパワー Plus」の運営に伴い、新たに多くの個人情報を取り扱うこととなることから、担当する職員等に対して個人情報保護業務に関する周知徹底を図ります。

(4) 一般行政部門との連携

電気事業では、事業で得られた利益を県民に還元するため、これまで県立美術館等への美術品の寄託・展示等により地域の文化振興に寄与するとともに、子育て支援事業、環境保全事業、地球温暖化対策事業及びクリーンエネルギー推進事業の財源として一般会計へ繰り出しを行ってきました。

今後も、電気事業の事業遂行に支障のない範囲で、一般会計への繰り出しを行うとともに、「やまなしパワー Plus」の運営による売電収入の増収を一般会計へ繰り出し、県民福祉の向上に努めていきます。

4 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資試算（投資計画）

発電施設・設備の計画的な整備を行うため、今後7年間の計画期間中に、約87億円の発電所建設・改良費と、約143億円の修繕費等を見込んでいます。

(2) 財源試算（財源計画）

計画期間中の供給電力量は、平成28年度の目標供給電力量4億7千万kWhをベースに、以降10年間の発電所の整備等を踏まえ作成し、令和7年度には4億8千2百万kWhを見込んでいます(図表18)。

令和5年度までの基本契約期間中、電力料収入は、営業費用を基に東電と協議して決定することになりますが、減価償却費の減少に伴い、徐々に低下していくと見込まれます。また、令和6年度以降は基本契約が終了するため、基本的に電力市場の単価が目安となりますが、電力市場の動向が予測できないため、令和5年度以前の契約が続くと仮定し算出し、今後7年間の計画期間中の収入の平均は、年間約39億円を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入については、電力の安定供給により約43億円を見込み、収益的支出については、修繕費や職員給与費、減価償却費等により約37億円の費用が見込まれます。この結果、約6億円程度の利益が確保できる見込みです。

資本的支出については、発電施設・設備の計画的な建設や、既存設備の大規模改修等を行うための費用として今後7年間の計画期間中に約87億円を見込んでおり、この財源について、建設改良積立金、中小水力発電開発改良積立金及び損益勘定留保資金を充てることにより対応し、また、企業債^{*}の償還には、積立が完了している減債積立金を充てていきます。

なお、積立金の積み立てに当たっては、「山梨県営電気事業積立金取扱要綱」に基づき、経営状況と経営見通しを勘案し、着実に積み立てを行っていきます。

図表 2 1 投資・財政計画（収支計画）

収益的收入及び支出

(千円)(税抜)

区分(年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
収入	電力料	3,644,444	4,237,337	4,456,053	4,550,810	4,508,590	3,682,893	3,600,824	3,739,854	3,744,641	3,745,430
	その他	224,717	239,795	319,179	1,162,159	1,173,557	38,488	38,480	38,472	38,464	38,465
	収入計	3,869,161	4,477,132	4,775,232	5,712,969	5,682,147	3,721,381	3,639,304	3,778,326	3,783,105	3,783,895
支出	職員給与費	938,962	885,685	976,669	928,062	950,578	1,024,509	1,035,779	1,047,172	1,058,692	1,070,337
	減価償却費	821,630	815,563	811,863	797,273	815,509	549,768	510,879	501,993	501,993	501,993
	修繕費等	1,268,692	2,110,691	1,929,620	3,390,483	3,656,648	1,496,656	1,449,409	1,453,863	1,443,519	1,431,656
	支出計	3,029,284	3,811,939	3,718,152	5,115,818	5,422,735	3,070,933	2,996,067	3,003,028	3,004,204	3,003,986
収支差(利益)	839,877	665,193	1,057,080	597,151	259,412	650,448	643,237	775,298	778,901	779,909	

※平成30年度までは実績値

資本的收入及び支出

(千円)(税込み)

区分(年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
収入	国庫補助金	24,100	5,657	0	12,000	10,000	0	0	0	0	
	長期貸付金償還金	50,509	55,514	3,250,864	34,468	34,650	81,549	81,557	81,565	81,573	81,581
	その他	22,046	597	0	10	10	200	200	200	200	200
	収入計	96,655	61,768	3,250,864	46,478	44,660	81,749	81,757	81,765	81,773	81,781
支出	発電所改良費	335,384	1,319,042	678,951	835,542	1,636,823	1,160,533	871,967	306,499	254,916	171,768
	発電所建設費	5,561	486,298	3,264	1,476,267	513,000	1,108,000	116,600	116,600	116,600	22,000
	企業債償還金	172,768	170,967	145,769	149,822	153,994	105,920	94,910	21,030	21,622	20,166
	その他	285,034	354,526	3,605,582	552,494	3,237,581	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	支出計	798,747	2,330,833	4,433,566	3,014,125	5,541,398	2,524,453	1,233,477	594,129	543,138	363,934
収支差(利益)	▲ 702,092	▲ 2,269,065	▲ 1,182,702	▲ 2,967,647	▲ 5,496,738	▲ 2,442,704	▲ 1,151,720	▲ 512,364	▲ 461,365	▲ 282,153	
補てん財源	積立金	620,856	1,990,879	567,948	676,525	2,434,964	235,919	224,910	151,029	151,623	150,167
	損益勘定留保資金	81,236	278,186	614,754	2,291,122	3,061,774	2,206,785	926,810	361,335	309,742	131,986
	計	702,092	2,269,065	1,182,702	2,967,647	5,496,738	2,434,704	1,151,720	512,364	461,365	282,153

※平成30年度までは実績値

1 温泉事業の今後の基本的あり方

- 石和・春日居温泉郷の旅館・ホテルや個人などの契約者に、安全・安心で安定した温泉供給を行うとともに、適切な資源保護を図り、地域観光の振興に引き続き寄与していきます。

温泉事業は、石和・春日居地域への温泉供給を通じて、当該地域の観光振興や温泉資源の保護に大きな役割を果たしています。

今後も、引き続き安全・安心で安定した温泉供給が可能となるよう、施設の更新を計画的に進め、事業の健全経営に努めていきます。

2 温泉事業における経営の基本方針

温泉事業の今後の基本的あり方を実現していくため、次のとおり経営の基本方針を定め、対応を図っていきます。

(1) 温泉の安定供給と資源保護

温泉事業は、旅館・ホテルや個人などの契約者に温泉を供給する事業であることから、安定した量・温度の温泉供給を行うため、温泉施設・設備の計画的な整備を行うとともに、安全・安心な温泉供給のため、施設・設備の定期的な清掃や殺菌など衛生対策に万全を期していきます。

また、石和・春日居温泉郷の温泉資源保護についても大きな役割を担っていることから、地域の関係者・機関と温泉資源の保護と活用について協議し、共通認識を深めていきます。

(2) 事業移管のあり方の検討

地元市等への事業移管は、これまでも検討してきたところですが、県営石和温泉が本県全体の観光振興に大きな役割を果たしてきたこと等を踏まえ、温泉利用者や関係者の意見を十分に聴きながら、事業移管のあり方について検討していきます。

(3) 経営の効率化・健全性の確保

温泉事業が安定的に経営できるよう、事務的経費等の削減に努めるとともに、施設更新・改修に必要な財源を計画的に確保するなど、経営の効率化、健全性の確保に努めていきます。

3 経営の基本方針を踏まえた事業計画

(1) 温泉の安定供給と資源保護

① 温泉施設・設備の計画的な整備

県営石和温泉の施設・設備の多くは、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて整備されています。温泉事業は、何よりも安定的な温泉供給が求められるこ

とから、日常点検、定期点検等を通じて予防保全を図っていますが、経年劣化対策には多額の費用を要します。

このため、送配湯管の敷設替えにあつては「送配湯敷設替工事年次計画」を、温泉給湯施設等の改修にあつては「改良工事長期執行計画」を策定し、工事の費用と期間の平準化を図るとともに、点検結果や施設・設備の状況を反映し、必要に応じてこれら計画の見直しを行い、計画的な整備を進めています。

今後7年間の計画期間中に、約3億7千万円の事業費を見込んでいます。

図表2-2 今後7年間の更新需要額の試算

資本的支出		(千円)(税込み)									
区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
送配湯管敷設替工事	17,146	46,883	0	0	21,800	40,996	40,996	40,996	40,996	40,996	
その他の工事等	265,629	4,476	29,330	1,430	5,940	87,846	50,123	0	0	0	
計	282,775	51,359	29,330	1,430	27,740	128,842	91,119	40,996	40,996	40,996	

※平成30年度までは実績値

計画期間における主な整備事業は、次のとおりです。

図表2-3 整備事業一覧

【送配湯管敷設替及びその他工事】

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
送配湯管敷設替 敷設替済(H30末) ・送湯管 1,469m(98.7%) ・配湯管 9,311m(88.3%)	配湯管敷設替 工事 (労報橋他)		工事なし	工事なし	送配湯管敷設替 (随時実施)					
その他工事	場内整備工事 1号源泉建屋建築工事他					給湯施設改修 (配湯ポンプ室、 ボイラー室)				

(送配湯管全長 送湯管 1,489m 配湯管 10,540m)

② 温泉の湧出量及び泉温の確保

保有源泉のうち1本について、温泉法に定める温泉に該当しなくなったため温泉非該当としました。このため、現在5本の源泉で温泉の供給をしています。温泉の安定供給には影響はありませんが、残る源泉について、今後も引き続き、湧出量や泉温の低下について対応方策等を検討していきます。

③ 安全・安心な温泉の供給

ア 衛生管理対策

源泉からの温泉を一時的に貯める受湯槽・貯湯槽、分湯栓の定期的な清掃や、配湯ポンプからの送り湯と貯湯槽への戻り湯等を対象とした水質検査に加え、塩素系薬剤や紫外線殺菌装置による殺菌を行うなど、引き続き衛生管理対策に万全を期していきます。

区分（年度）	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
衛生管理対策	実施済			受湯槽・貯湯槽、分湯栓の清掃						
	実施済			採水検査及び殺菌等						

イ 温泉成分の分析

温泉法の一部改正により、温泉を公共の浴用や飲用に供する者への定期的な温泉の成分分析が義務付けられています。県営温泉事業は義務付けの対象施設ではありませんが、法の趣旨を踏まえ、給湯前の混合泉について、定期的に成分分析を行っていきます。

区分（年度）	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
温泉成分分析	○									○ 前回成分分析 H27.7.17

※法令では、前回の温泉成分分析の分析終了年月日から10年以内としています

④ 温泉資源の保護

温泉を枯渇化から守るため、地域の関係者・機関と意見交換を行い、温泉資源の保護や有効活用に努めていきます。

(2) 事業移管のあり方の検討

温泉事業は、本県を代表する観光地の一つである石和・春日居温泉郷に温泉を供給する事業であり、本県の観光振興上、その効果は全県に及んでいます。

これまで、温泉の供給エリアが笛吹市内の特定地域に限られることから、事業移管について地元市等と協議、検討を行ってきたところですが、温泉事業が本県全体の観光振興にも寄与している点に鑑み、温泉利用者や関係者の意見も十分に聴きながら、事業の今後のあり方について検討していきます。

当面は、事業移管についての協議を継続していきますが、温泉の安定供給を図るためには温泉施設・設備の改修が欠かせず、工事完了までには一定の期間を要します。このため、主要改修工事の進捗状況を見据えながら、事業移管の是非を含め、移管に関する条件面の食い違いや市営温泉事業との料金格差等の課題について、地元市等と協議、検討を行っていきます。

(3) 経営の効率化・健全性の確保

① 組織、人材、定員及び給与

電気事業と同様に、職員数、給与等の適正化を図ります。温泉事業の職員数は、平成31年4月1日現在、正規職員4人、非常勤嘱託職員5人となっています。

② 財政基盤の強化・効率化

ア 財政基盤の強化

a 積立金の積み立て

送配湯管敷設替工事や施設・設備の点検、改善等を円滑に行うため、「山梨

「県営温泉事業積立金取扱要綱」に基づき、温泉事業において生じた毎年度の利益から建設改良積立金への積み立てを継続し、財政基盤の強化を図っていきます。

b 引当金の引き当て

債権の貸倒れによる損失に備えるための貸倒引当金、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるための賞与引当金及び通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合にその修繕に備えるための修繕引当金を引き当てます。

イ 温泉使用料徴収の効率・適正化

温泉事業は、契約者からの使用料収入を原資として事業を行っており、使用料徴収の遅れは事業経営に重大な影響を及ぼすため、使用料の期限内納入について、様々な機会を捉えて契約者に啓発していきます。

また、滞納の縮減に向け、滞納者に対し督促状を送付するとともに、滞納先を直接訪問するなど督促の強化を図っていきます。

ウ 使用料収入の確保

事業の安定的な経営に必要な収益を維持するため、新規契約者の募集などを行い、使用料収入の確保に努めていきます。

エ 事務的経費の縮減

これまでも、コスト縮減に対する取り組みを行ってきたところですが、より一層事務的経費の縮減を図り、経営の効率化に努めていきます。

③ その他経営基盤強化

ア 石和・春日居温泉郷の活性化

事業の安定的な経営には、石和・春日居温泉郷の活性化が重要です。これまで、企業局では、新規源泉の完成時や石和高温温泉湧出50周年時に、足湯の提供や交流イベント等を開催し、地域と協力して地域観光の振興に貢献してきました。

今後も引き続き、地域の関係者・機関と連携し、石和・春日居温泉郷の活性化に向けた取り組みを行うとともに、将来に向けた温泉資源の確保を図っていきます。

イ 資産の有効活用

現金預金の一部については、定期預金に預け入れることにより利息収入を確保しています。また、今後、石和温泉管理事務所内の遊休資産の有効活用を検討していきます。

④ 資金管理・調達

温泉施設・設備改修等に必要な費用は、全て自己財源で賄われていますが、現金預金残高に配慮しながら、自己財源の範囲内で施設・設備改修等を実施するなど、適正な資金管理に努めていきます。

⑤ その他重点事項

ア 防災対策の充実

主要な温泉給湯施設の耐震化及び長寿命化は、「山梨県強靱化計画」及び「山梨県強靱化アクションプラン」に基づき計画的な改修を進めていきます。

また、地震等災害発生時には、県の「地域防災計画」及び「山梨県営温泉事業大規模地震対策活動要領」に基づいて、配湯の停止や施設の保全処理等に適切に対応することとしています。

イ 危機管理の体制整備

a 現場保安管理の充実強化

電気設備に関する「山梨県企業局自家用電気工作物保安規程」を引き続き遵守するとともに、計画的に設備改修を行い、現場保安管理の充実強化を図っていきます。

b 機器操作・運用マニュアルの更新、故障・作業記録等のデータ蓄積

安定した温泉供給を行うため、温泉施設の定期的な点検巡視のほか、機器操作マニュアル等の見直し、故障復旧作業内容、泉質保全データ、温泉利用状況等の蓄積を行っています。

故障復旧作業の更なる効率化を図るため、埋設送配湯管の図面整備を進めるとともに、随時その更新を行います。

c 安全衛生教育の実施

温泉事業に従事する職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法を遵守するとともに、各種研修等を計画的に実施します。

d 法令遵守体制の整備

電気事業と同様に、研修等あらゆる機会を通じて、法令遵守について周知徹底しています。

e 個人情報保護対策

保有する個人情報（法人等に関する情報も含みます。）については、保護条例に基づき適正な管理等を行っています。

また、石和温泉管理事務所の窓口にて個人情報の利用目的を明示したチラシを掲示し、申請書類等の提出があった際に、申請者が確認できるようにしています。

4 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資試算（投資計画）

温泉給湯施設・設備の計画的な整備を行うため、今後7年間の計画期間中に、約3億7千万円の設備改良費を見込んでいます。

(2) 財源試算（財源計画）

温泉供給量は、令和元年度は前年度実績より増加する見込みですが、長期的には

減少基調にあります。今後、収益に不足を生じる可能性があるため、新規契約の募集など使用料収入の確保対策により、令和2年度以降の温泉供給収益については、令和元年度見込額と同額の維持を目指します。

図表2-4 温泉供給量及び温泉供給収益の見込み

区分（年度）	H28	H29	H30	R1	R2
温泉供給量(m ³)	777,411	737,604	708,071	716,860	716,860
温泉供給収益(千円)(税抜き)	134,384	127,208	122,730	124,838	124,838

区分（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
温泉供給量(m ³)	716,860	716,860	716,860	716,860	716,860
温泉供給収益(千円)(税抜き)	124,838	124,838	124,838	124,838	124,838

※平成30年度までは実績値

(3) 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入については、温泉供給収益を令和元年度見込額と同額の維持とした場合でも、固定資産に係る補助金等の償却終了に伴う長期前受金戻入^{*}の減少により緩やかに減少していきます。収益的支出は、温泉給湯施設改修による減価償却費と資産減耗費の増加により、令和4年度と令和5年度は1億3千万円を超える見込みです。このため、一時的に収支がマイナスとなりますが、減価償却費の減少等により、令和6年度以降は利益を確保できる見込みです。

資本的支出については、温泉施設・設備の計画的な整備を行うため、今後7年間の計画期間中に約3億7千万円の設備改良費を見込んでいます。このための財源として、建設改良積立金と損益勘定留保資金を充てることにより対応します。

今後も、温泉供給収益の維持と、より一層経営の効率化を図ることにより、安定的な経営の確保に努めていきます。

図表 2 5 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入及び支出

(千円)(税抜き)

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収入	温泉供給収益	134,384	127,208	122,730	124,838	124,838	124,838	124,838	124,838	124,838
	その他営業収益	169	162	157	149	162	162	162	162	162
	長期前受金戻入	8,066	7,912	7,664	7,331	6,168	6,043	5,823	5,367	5,093
	受取利息	246	111	69	120	60	134	108	118	127
	その他	887	25	3,401	306	10	10	510	10	10
	収入計	143,752	135,418	134,021	132,744	131,238	131,187	131,441	130,495	130,230
支出	職員給与と費	37,383	37,876	35,415	39,166	36,367	36,367	36,367	36,367	36,367
	賞与引当金繰入	3,204	3,257	3,529	3,529	3,353	3,353	3,353	3,353	3,353
	資産減耗費	46,737	9,681	5,282	0	0	0	11,217	0	0
	減価償却費	32,957	44,873	44,703	45,643	43,656	43,014	46,309	49,305	47,887
	その他営業費用	40,833	39,360	47,950	43,771	44,640	43,343	42,810	41,793	42,210
	その他	50	35	21,437	329	310	0	0	0	0
支出計	161,164	135,083	158,316	132,438	128,326	126,077	140,056	130,818	129,817	
収支差(利益)	▲ 17,412	335	▲ 24,295	306	2,912	5,110	▲ 8,615	▲ 323	413	

※平成30年度までは実績値

資本的収入及び支出

(千円)(税込み)

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収入	固定資産売却代金	17	92	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	307	0	0	0	0	0	0	0
	収入計	17	399	0	0	0	0	0	0	0
支出	配湯管敷替工事	17,146	46,883	0	0	21,800	40,996	40,996	40,996	40,996
	その他の工事等	265,629	4,476	29,330	1,430	5,940	87,846	50,123	0	0
	支出計	282,775	51,359	29,330	1,430	27,740	128,842	91,119	40,996	40,996
収支差	▲ 282,758	▲ 50,960	▲ 29,330	▲ 1,430	▲ 27,740	▲ 128,842	▲ 91,119	▲ 40,996	▲ 40,996	
補てん財源	消費税等資本的収支調整額	20,944	3,775	2,172	130	2,521	11,712	8,283	3,726	3,726
	建設改良積立金	68,397	43,410	0		19,819	37,270	37,270	7,754	413
	損益勘定留保資金	193,417	3,775	27,158	1,300	5,400	79,860	45,566	29,516	37,270
	計	282,758	50,960	29,330	1,430	27,740	128,842	91,119	40,996	40,996

※平成30年度までは実績値

地域振興事業については、その厳しい経営状況を踏まえ、これまで経営改善に向けた検討や取り組みを行ってきました。平成28年度から平成29年度に開催されたあり方検討委員会では、丘の公園がこれまで果たしてきた役割や指定管理者制度の実績等を実証する中で、平成31年4月以降の事業のあり方についての提言を受けました。このことから、企業局では平成29年度にあり方検討委員会での提言を踏まえた、今後の取り組み方針を策定し、健全経営を確保するための取り組みを進めていくこととしました。

1 地域振興事業の今後の基本的あり方

- 丘の公園が地域振興の中核施設としての機能を維持するためにも、今後も指定管理者制度を継続することとし、健全経営を確保するための取り組みを進めていきます。

地域振興事業は、丘の公園の施設運営を通じて、八ヶ岳南麓地域の観光振興に大きく貢献してきました。

今後も、引き続き施設運営が可能となるよう、施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、県民にとって魅力あるサービスの提供に努めていきます。

2 地域振興事業における経営の基本方針

地域振興事業の今後の基本的あり方を実現していくため、今後の取り組み方針を踏まえ、次のとおり経営の基本方針を定め、対応を図っていきます。

(1) 指定管理者制度の適正な運用

指定管理者制度の適正な運用及び新たな集客策の検討により、安定した財源を確保し、収益的収支の黒字を継続する中で施設の維持・更新を実施するとともに、電気事業会計からの借入金を計画的に償還し、施設の規模と内容の見直しを行うことで、地域振興事業の経営健全化に取り組んでいきます。

(2) 丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討

今後、我が国の人口が減少する中では、施設利用者の減により更に経営環境が厳しくなると見込まれます。このため、今後の経営環境の変化により、適切な施設運営のあり方等について引き続き検討していく必要があります。

(3) 経営の効率化・健全性の確保

地域振興事業が安定的に経営できるよう、事務的経費等の削減に努めるとともに、施設の更新・改修に必要な財源を計画的に確保するなど、経営の効率化、健全性の確保に努めていきます。

3 経営の基本方針を踏まえた事業計画

(1) 指定管理者制度の適正な運用

① 指定管理者制度の適正な運用による施設運営の継続

丘の公園は、開業以来、公社に管理運営を委託してきましたが、バブル経済の崩壊等による長期の景気低迷等を背景に、平成5年度以降、毎年度赤字を計上するなど非常に厳しい状況が続きました。

このため、平成15年に指定管理者制度が創設されたことを機に、平成16年度から、新たに指定管理者制度と利用料金制を導入し、民間企業の創意工夫による集客対策と経営の効率化等に取り組みました。この結果、地域振興事業の現金収支が黒字化するとともに、電気事業会計からの借入金を償還できるようになるなど、一定の成果を上げています。

今後も、指定管理者制度の適正な運用により、地域振興事業の経営の健全化を図っていきます。

② 収益的収支の黒字化

今後の取り組み方針では、安定した納入金の確保に加え、ネーミングライツ導入による新たな財源の確保に努めるとともに、計画的な修繕を実施しながら、経費削減に努め、収益的収支の黒字を継続していくこととしています。

平成30年度の決算では、減価償却費の減少等に伴い、約124万円の黒字となりましたが、引き続き経費節減等に努め、収益的収支の黒字化を図っていきます。

③ 借入金の計画的な償還

平成31年3月末現在の電気事業会計からの借入金残高は約25億6千万円となっており、これを計画的に償還することは、地域振興事業のみならず電気事業にとっても安定した経営に繋がることとなります。

このため、毎年度生じた損益勘定留保資金は、借入金償還の財源として優先して充当していきます。

④ 丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修

丘の公園のゴルフ施設は、昭和61年の営業開始から33年、アクアリゾート清里は平成8年の営業開始から23年が経過し、施設・設備の老朽化が進行していることから、施設運営を継続していくためには、計画的な更新・改修が不可欠です。

このため、今後の取り組み方針に基づき、収益的収支の黒字を確保する中で、計画的に施設・設備の更新・改修を進めていきます。

ア 今後7年間の更新需要額の試算

今後7年間の計画期間中で、資本的支出は約9千6百万円、収益的支出は約2億2百万円を見込んでいます。

図表 2 6 今後 7 年間の更新需要額の試算

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域振興事業設備改良費	14,892	10,596	25,519	38,252	23,111	13,646	15,617	1,826	1,826	1,826

※平成30年度までは実績値

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
修繕費等	16,999	18,175	28,952	26,379	25,992	27,196	27,227	30,566	32,418	32,418

※平成30年度までは実績値

イ 当該期間の主な整備事業

当該期間の主な整備事業は、次のとおりです。

- カート通路更新 (ゴルフコース)
- 浴室系配管改修 (クラブハウス・浴室棟)
- ボイラーオーバーホール (アクアリゾート清里)
- 温泉ポンプ等修繕 (アクアリゾート清里)
- 屋外便所改修 (まきばレストラン)
- 厨房グリスフィルター交換 (レストラン棟、まきばレストラン) 他

(2) 丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討

丘の公園は、子どもからお年寄りまで全ての人々が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として、ゴルフ場、温水プール・温泉施設、テニス・オートキャンプ場等のレジャー施設、レストラン等の運営を行っていますが、少子高齢化や余暇活動ニーズの多様化、また、今後進展する人口減少の中で、ゴルフを始めとする施設の利用者数の減少が見込まれています。

一方、丘の公園は、八ヶ岳南麓地域における観光の中核施設であることから、当該施設の事業継続は、地域振興を図る上で重要となっています。しかしながら、今後、施設の利用者が減少し、丘の公園を取り巻く経営環境が更に厳しくなることが見込まれる中においては、事業の継続が可能となるような事業規模や県民の新たな余暇ニーズに対応した施設運営のあり方等が問われます。

このため、平成31年4月からは、今般のゴルフ人口の減少等に鑑み、ゴルフコース3コースを2コースに縮小し、施設規模の適正化を図るとともに、廃止したコースは、地域振興や新たな顧客獲得等を念頭に、無料開放施設として整備することとしました。

今後は、指定管理者からの提案等を活用しながら、無料開放施設の活用や新たな集客策の実施等に取り組むとともに、丘の公園の施設運営のあり方等について、丘の公

園を取り巻く社会情勢の変化等により必要と認めるときは、外部検討委員会による検討を行い、丘の公園の魅力向上に努めていきます。

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
○前指定管理期間 (平成26年度～平成30年度)	→									
○現指定管理期間 (令和元年度～令和4年度)				→						
○検討結果に基づく事業の実施				→						
				事業の実施						

(3) 経営の効率化・健全性の確保

① 財政基盤の強化・効率化

ア 事務的経費の縮減

収益的収支の黒字化を図るため、これまでも、コスト縮減に対する取り組みを行ってきたところですが、より一層事務的経費の縮減を図り、経営の効率化に努めていきます。

② その他経営基盤強化

ア ハヶ岳南麓地域の振興

ハヶ岳南麓地域の観光振興による地域活性化は、今後の丘の公園のあり方に密接に関わってきます。

これまで企業局は、丘の公園を発着点とする初夏の「清里ウォーク」等のイベントに協力するなど、地域との連携を図ってきましたが、今後も、地域の要望を踏まえながら、これらのイベントに協力していきます。

また、地元の関係者や県関係機関等と連携し、ハヶ岳南麓の地域振興のあり方等について検討していきます。

③ 資金管理・調達

財政健全化法の施行により、資金不足比率という指標が導入されました。資金不足比率とは、公営企業の資金不足額（流動負債と流動資産の差額）を、事業規模である料金収入と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

地域振興事業は、預金の残高に対して借入金の償還が多額となるため、常に資金不足に陥る危険性があります。

このため、資金不足とならないよう納入金を安定的に確保するとともに、施設の維持管理経費等の必要な支出は、収入に見合ったものとしていきます。

④ 危機管理の体制整備

ア 緊急時の対応

丘の公園施設又は利用者、事故、災害その他不測の事態が生じた場合は、指定管理者が迅速かつ適切な対応を行い、速やかに企業局へ報告することになっています。

指定管理者は、丘の公園の管理に関する基本協定書に基づき、災害その他の事故等が発生した場合を想定したマニュアルや、事故等を未然に防ぐための施

設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定していますが、緊急の事態が発生した場合には、企業局は指定管理者と連絡を密にし、適切な対応を図っていきます。

イ ゴルフ場の農薬使用の適正化

農薬の使用については、「山梨県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき適正に行うほか、定期的にゴルフ場からの流出水についても水質検査を実施し、ゴルフ場における農薬使用の適正化を図っていきます。

ウ アクアリゾート清里プール、温泉の衛生管理

プールの水質は、「山梨県プール維持管理指導要綱」に基づき、遊離残留塩素濃度は毎日、過マンガン酸カリウム消費量、水素イオン濃度、大腸菌群、濁度は毎月1回以上の検査を行っています。

また、温泉の水質は、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づき、年2回以上の検査を行っていますが、今後も適切な管理を行っていきます。

エ 個人情報保護対策

個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律及び山梨県個人情報保護条例の趣旨を踏まえて、企業局が「丘の公園の個人情報の保護に関する要綱」を定めており、当該要綱に基づき、適正な取扱いを図っていきます。

4 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資試算（投資計画）

図表27のとおり、施設・設備の計画的な整備を行うために、令和元年度から令和7年度までの7年間で約9千6百万円の設備改良費と約2億2百万円の修繕費等が見込まれます。

(2) 財源試算（財源計画）

指定管理者からの納入金が財源の大部分を占めます。納入金は、現指定管理期間である令和4年度までは1億3千万円の定額で推移し、令和5年度以降は、次期指定管理者決定時に確定します。

(3) 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入については、現指定管理期間である令和4年度までは1億3千万円の定額で推移し、令和5年度以降は、次期指定管理者決定時に確定します。収益的支出は、主に丘の公園施設・設備に係る修繕費のほか、減価償却費、借地料からなり、減価償却費は、今後減少が見込まれます。また、借地料は、八ヶ岳コースを無料開放施設として整備することに伴い令和元年度から減額しており、修繕費は、今後の取り組み方針を踏まえ、重点的に修繕を実施していくため増額しています。

収益的収支については、減価償却費の減少等により、平成26年度以降5年連続で黒字を達成しています。令和元年度は、台風19号に伴う中央自動車道の通行止め等による影響額を納入金から減額したため一時的に赤字となる見込みですが、令和2年度以降については黒字で推移する見込みです。

資本的支出については、丘の公園施設・設備の計画的な整備を行うための設備改良費、電気事業会計からの借入金の償還費など、各年度において約4千2百万円から約6千3百万円の支出が見込まれます。なお、平成30年度の資本的収入及び資本的支出の金額が大きくなっているのは、電気事業会計からの長期借入金における建設改良分約32億2千万円を出資金に振り替えたことによるものです。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金などの内部留保資金を充てることにより対応していきます。

なお、借入金については、指定管理者の納入金から償還を行っていきませんが、計画的な償還が地域振興事業及び電気事業の安定した経営にも繋がることから、毎年度生じた損益勘定留保資金は、借入金償還の財源として優先して充当していきます。

今後も、地域振興事業会計は厳しい経営状況が続いていきますが、指定管理者制度の適正な運用により、安定的な納入金の確保に努め、収益的収支の黒字を継続する中で計画的に修繕を行うとともに、引き続き事務的経費等の削減に努め、経営の健全化を図っていきます。

図表27 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入及び支出 (千円)(税抜き)

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収入	納入金	150,000	150,000	150,000	120,889	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
	その他	1,078	207	348	998	89	89	89	89	89
	収入計	151,078	150,207	150,348	121,887	130,089	130,089	130,089	130,089	130,089
支出	借地料	60,417	60,417	59,095	44,977	44,977	44,977	44,977	44,977	44,977
	減価償却費	67,627	62,918	59,248	55,452	55,434	52,417	49,452	48,933	46,511
	修繕費等	16,999	18,175	28,952	26,379	25,992	27,196	27,227	30,566	32,418
	その他	2,277	2,906	1,809	2,325	2,768	2,765	2,761	2,758	2,754
	支出計	147,320	144,416	149,104	129,133	129,171	127,355	124,417	127,234	126,660
収支差(利益)	3,758	5,791	1,245	▲ 7,246	918	2,734	5,672	2,855	3,429	4,112
累積欠損金	▲ 3,515,546	▲ 3,509,755	▲ 3,508,510	▲ 3,515,756	▲ 3,514,838	▲ 3,512,104	▲ 3,506,432	▲ 3,503,577	▲ 3,500,148	▲ 3,496,036

※平成30年度までは実績値

※令和5年度以降の納入金は、次期指定管理者決定時に確定するため、130,000千円で仮置き

資本的収入及び支出 (千円)(税込み)

区分 (年度)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収入	収入	0	0	3,222,072	5,295	0	0	0	0	0
	収入計	0	0	3,222,072	5,295	0	0	0	0	0
支出	借入金償還	50,509	55,514	3,250,864	25,358	34,650	34,654	34,657	40,387	40,391
	設備改良費	14,892	10,596	25,519	38,252	23,111	13,646	15,617	1,826	1,826
	支出計	65,401	66,110	3,276,383	63,610	57,761	48,300	50,274	42,213	42,217
収支差	▲ 65,401	▲ 66,110	▲ 54,311	▲ 58,315	▲ 57,761	▲ 48,300	▲ 50,274	▲ 42,213	▲ 42,217	▲ 42,221
財源 補てん	消費税等資本的収 支調整額	1,103	779	1,890	3,477	2,101	1,241	1,420	166	166
	損益勘定留保資金	64,298	65,331	52,421	54,838	55,660	47,059	48,854	42,047	42,051
	計	65,401	66,110	54,311	58,315	57,761	48,300	50,274	42,213	42,217
	長期借入金	5,868,030	5,812,516	2,561,652	2,536,294	2,501,644	2,466,990	2,432,333	2,391,946	2,351,555

※平成30年度までは実績値

1 進行管理

計画的に事業を実施し、効率的かつ効果的に経営戦略を推進するため、計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、進行管理を行っていきます。

2 事業評価及び計画の見直し

各事業の事業計画については、各年度の決算終了後に、前年度の取り組み状況の達成度の評価（以下「事業評価」という。）を行います。事業評価の結果、目標に達していない項目については、その原因分析を行い、必要な改善策を取りまとめ、次年度以降の取り組みに反映させていきます。

また、社会経済情勢の変化等に的確に対応できるよう、新たな課題が発生した場合には、その対応方法を検討するとともに、計画との乖離が著しい場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 情報公開

事業評価の結果については、毎年度、企業局のホームページに掲載するとともに、留意事項通知で定める「情報開示が適当な項目例」の趣旨を踏まえて、必要な情報については、併せてホームページに掲載していきます。

か行

【会計年度任用職員】（P 1 5）

- ・ 改正後地方公務員法第 2 2 条の 2 によって定められる一般職の地方公務員。一会計年度単位で任用する非常勤職員。

【貸倒引当金】（P 8, 3 2, 6 2 等）

- ・ 売上債権、貸付金等の債権について、回収不能することが困難と予想される額を費用として当期に見積り計上するための引当金。貸借対照表上、資産の控除科目として表示され、債権の回収可能額を示す。

【企業会計原則】（P 1 4）

- ・ 企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの。昭和 2 4 年に企業会計制度対策調査会が公表した。

【企業債】（P 5 7）

- ・ 発電所の建設等の事業資金を調達するため、財務省、地方公共団体金融機構から借り入れた金銭債務。

【企業債未償還金残高】（P 2 1）

- ・ 未だ償還していない企業債の元金と利息額の合計。

【グリーンイノベーション】（P 1 4, 1 8, 4 7 等）

- ・ 新たな雇用創出や地域振興につながる環境・エネルギー関連産業の育成・推進などの政策。

【減価償却費】（P 6, 8, 1 0 等）

- ・ 減価償却とは、固定資産の取得原価を所定の減価償却の方法に従い、耐用期間にわたり計画的・規則的に費用として配分する方法。

減価償却費とは、減価償却の手続きにより、減少した用役潜在力として把握された取得原価の期間割当額。

【減債積立金】（P 2 1, 5 7）

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により企業債の償還のために積み立てる。

【建設改良積立金】（P 8, 2 1, 3 2 等）

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により建設又は改良工事に充てるために積み立てる。

【小売電気事業者】（P 1 7, 4 9）

- ・ 平成 2 8 年 4 月 1 日以降に発足した電気事業者の形態の一つで、消費者に直接、電気の売電を行う事業者。

【資産】（P 6, 22, 33等）

- ・ 過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源。
貸借対照表上、固定資産、流動資産、繰延資産に区分して表示する。

【資産減耗費】（P 8, 36, 39等）

- ・ 損益計算書の費用の一種。
固定資産撤去費、固定資産除却損及び棚卸資産減耗費のこと。

【持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択】（P 14）

- ・ 2016年から2030年までの国際社会共通の目標。2015年ニューヨークで開催された国連サミットで採択された。
この中に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）は、全てで直接的、間接的に環境に関連している。

【指定管理者制度】（P 1, 5, 38）

- ・ 公園や美術管等の地方公共団体が設置した施設の管理・運営を、株式会社をはじめとする営利企業・財団法人・NPO法人等に代行してもらい、民間事業者の有するノウハウを活用して施設運営の効率化やサービスの向上を図る制度。

【資本】（P 6, 8, 11）

- ・ 資産と負債の差額。報告主体の所有者に帰属する分。

【資本的支出】（P 24, 30, 35等）

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、貸借対照表の固定資産、繰延資産、固定負債、繰延収益、資本の増減額として計上する支出の予定額。
原則として現金主義により経理する。

【資本的収支】（P 43）

- ・ 資本的収入と資本的支出の差額。

【資本的収入】（P 25, 36, 43等）

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、貸借対照表の固定資産、繰延資産、固定負債、繰延収益、資本の増減額として計上する収入の予定額。
原則として現金主義により経理する。

【収益的支出】（P 6, 8, 10等）

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、損益計算書の費用に計上される予定額。
原則として発生主義により経理する。

【収益的収支】（P 6, 8, 10等）

- ・ 収益的収入と収益的支出の差額。

【収益的収入】（P 6, 8, 10等）

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、損益計算書の収益に計上される予定額。原則として発生主義により経理する。

【修繕準備引当金】（P 11）

- ・ 毎年度の修繕費の額を平均化するためのもので、地方公営企業会計独自の引当金。平成26年度に行われた地方公営企業会計の見直しにより、引当金の認識が企業会計原則に則ったものに変更されたため、これに伴い廃止された。

【修繕引当金】（P 11, 21, 32等）

- ・ 毎期経常的に実施している固定資産の維持修繕作業を何らかの事情で次期に先送りする場合に、その費用を当期に見積り計上するための引当金。
従前の修繕準備引当金は、経過措置により、修繕引当金として計上しており、従前の例により取り崩すこととする。

【受湯槽】（P 7, 30, 34等）

- ・ 5本の源泉から送られてくる温泉を貯め、砂等の不純物をろ過する建物。

【総括原価】（P 6, 55）

- ・ 事業を運営するのに必要と見込まれる人件費、修繕費、一般管理費、減価償却費、企業債の支払利息等の費用に事業報酬を加えたもの。

【送湯管】（P 7, 30）

- ・ 5本の源泉から受湯室へ温泉を送る管。

【送配湯管】（P 4, 7, 8等）

- ・ 送湯管と配湯管の総称。

【損益勘定留保資金】（P 38, 57, 64等）

- ・ 損益計算書上の費用の内、減価償却費、固定資産除却損等の非現金支出費用。

た行

【貸借対照表】（P 10）

- ・ 地方公営企業の財政状態を明らかにするため、決算日における全ての資産、負債及び資本を記載したもの。資産の部は資金の存在形態を表し、負債及び資本の部は資金の調達源泉を表す。

【退職給付引当金】（P 21, 54）

- ・ 退職給付債務の状態を貸借対照表に反映させるとともに、職員の退職後に支給される退職給付手当を、その勤続期間中の労務費として測定するための引当金。
退職給付引当金は簡便法（自己都合により退職すると仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計の負担見込額を除く額）により算定している。

【短周期、中周期、長周期】（P 18, 52）

- ・ 充放電サイクルに応じた区分。短周期は1サイクルが数秒から数分。中周期は1サイクルが数分から1日。長周期は1サイクルが数10分から1ヶ月。

【地域PPS】（P49）

- ・ PPSとは、Power Producer and Supplierの略称で、特定規模電気事業者のことを指し、通称「新電力」とも呼ばれる。平成11年の法改正により、東京電力(株)等の既存電力会社以外の事業者でも電力供給への参入が可能となっている。

このうち、地域PPSとは、地域の事業者・行政・住民等を中心とした出資で設立され、地域の電力を調達し、再び地域に電力を供給することを基本コンセプトとするPPSのことをいう。

【地域文化振興等積立金】（P21, 26, 54）

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により公共の福祉への寄与及び附帯事業に関する資産の取得に充てるために積み立てる。

【地方公営企業会計制度の大幅な改正】（P14）

- ・ 地方公営企業会計制度は、昭和41年以来大きな改正が行われてこなかったことから、地方分権改革の推進や民間の会計基準の見直しの進展等を踏まえ、大幅な改正が行われたが、主な内容は次のとおり。

（資本制度の見直し）

- 法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止。
- 条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。
- 経営判断により、資本金の額を減少できる。

（会計基準の見直し）

- 従来は減価償却を行わないことができた補助金等を充当した部分の固定資産について、すべて減価償却の対象とし、補助金等は「負債」に計上。
- 帳簿価額が収益性に比べて過大になっている固定資産を減額する仕組（減損会計）を導入。
- 従来は「資本」に計上されていた企業債等を「負債」に計上。
- 従来は任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。

【中小水力発電開発改良積立金】（P21, 57）

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により中小水力発電開発又は改良に充てるために積み立てる。

【長期前受金戻入】（P64）

- ・ 減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合、その額を長期前受金として計上する。

長期前受金は繰延収益であるため、当該固定資産の償却見合い分を順次収益化するが、その際に使用する収益科目。

【超電導フライホイール蓄電システム】（P18）

- ・ 平成24年度からNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の助成を受け、鉄道総研及び民間企業3社と共同で機器を開発、平成27年度から米倉山でメガソーラーと連系した実証試験を実施中。

内部にある大型の円盤を、太陽光発電等の電力が瞬間的に増大した際に、回転させることで蓄電し、雲により太陽光が遮られ発電量が減少した際に、その減少分を補填するように発電するシステム。

超電導技術により回転する円盤を常に浮上させることで、繰り返しの使用に強く、軸受けの摩擦損失の低下による運転効率の上昇が見込まれる。変動する発電量を平滑化することにより、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進が期待される。

【貯湯槽】（P 7, 30, 34等）

- ・ 受湯槽で不純物を取り除いた温泉を貯蓄する施設。配湯管を循環し、使用されなかった温泉はここに戻ってくる。

【逓増方式】（P 8）

- ・ 超過料金を2段階とし、一定量を超える使用量については、更に高い超過料金を適用する方式。

【電力広域的運営推進機関】（P 14）

- ・ 電力システム改革の第1段階として、電源の広域的な活用に必要な機関として設立され、平成27年4月から業務を開始しており、全ての電気事業者に加入義務がある。

地域の電力システムをまたぎ、電力システム間を結ぶ送配電設備の整備を行うほか、電力の需要と発電状況を監視し、供給不足時は他の発電事業者等への発電指示や電力システム間の電力融通を指示、また発電を止める権利を有しており、全国規模で需給バランスなどの調整を行っている。

【同時同量】（P 28）

- ・ 送電線に送り出す電力量を計画値と合わせることを求めたもの。30分単位で、調整することが求められており、一定率以上逸脱した場合は、ペナルティがある。

な行

【ネーミングライツ】（P 45, 67）

- ・ 県と民間事業者等との契約により、県の施設等に愛称を銘々する権利を取得する制度。県はこれにより、命名権を取得した民間事業者等から命名権料（ネーミングライツ料）を得てより良い施設運営に取り組むことができる。

は行

【配湯管】（P 7, 30）

- ・ 配湯ポンプ室から各受給者へ温泉を送る管。

【ハイブリッド水素電池】（P 52）

- ・ エクセルギー・パワー・システムズ(株)が、NEDOの助成を受け開発した蓄電システムのこと。一般的に利用されている充電式乾電池やハイブリッドカーのバッテリーに比べ、高い耐久性を有する等の特徴がある。

【発電事業者】（P 16, 17, 49等）

- ・ 平成28年4月1日以降に発足した電気事業者の形態の一つで、電気の卸売り等を目的に、設備規模1,000kW以上の発電を行う事業者。

【パリ協定】（P 14）

- ・ フランス・パリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて採択された協定。主な内容としては、産業革命前からの気温上昇を2.0度未満に抑えるとともに、各国のCO₂削減目標を国連に報告することや目標を達成するための国内対策に取り組むことを各国に義務付けている。

【パワー・ツー・ガス（P2G）システム】（P14, 53）

- ・ 気象条件により変動する再生可能エネルギーの電力で水素を製造し、長期間の貯蔵や輸送、更には化石燃料の代替えとして利用するシステム。

【FIT制度】（P5, 6, 52）

- ・ 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を義務づけるもので、平成24年7月1日から開始。

【非化石価値】（P49）

- ・ 再生可能エネルギーや原子力の非化石電源からの電気が持つ環境価値。

【引当金】（P6, 54, 62等）

- ・ 将来の特定の費用又は損失で、その発生が当期以前の事象に起因し、発生可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に、当期の負担に属する金額を繰り入れる際の相手勘定。

決算日の引当金残高を貸借対照表の負債の部、又は資産の部の控除項目として計上する。

【PCB】（P17, 18, 51）

- ・ Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、毒性があり保管と届出が義務づけられている。処分に関する期間が設けられており、適正に処理することが法律で求められている。

【負債】（P6）

- ・ 過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物。貸借対照表上、固定負債、流動負債、繰延収益に区分して表示する。

ま行

【木質バイオマス発電】（P20）

- ・ 製材の端材やチップを燃焼させてタービン（原動機）を回すなどして発電する仕組み。

や行

【山梨県営電気事業保安規程】（P23, 56）

- ・ 県営発電所の管理基準を定めたもの。点検周期の基準も定めており、1周期を12年間としている。

【山梨県企業局自家用電気工作物保安規程】（P34, 63）

- ・ 山梨県営電気事業保安規程に定める以外のすべての自家用電気工作物の保安管理について定めたもの。

【やまなし小水力ファスト10】（P19, 52）

- ・ 固定価格買取制度を活用し、当面10年間で10箇所程度の集中的な小水力発電の開発を行う企業局の取組の名称。

建設費とメンテナンスコストを抑制し、県内企業の積極的な活用によりその技術力を育成するとともに、災害時には非常用電源として活用が可能なことが特徴。

【やまなしパワー Plus】（P19, 48, 49）

- ・ 企業局と東電が共同運営している事業で、企業局が県営水力発電所で発電した電気を東電に売電し、東電が通常料金より減額した価格で県内企業に供給している。

平成28年度から平成30年度まで実施した「やまなしパワー」の後継事業。

【ユネスコエコパーク】（P29）

- ・ 生物圏保存地域。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれる。令和元年6月に甲武信が登録され、現在、日本では南アルプスを含め10地域がユネスコエコパークに登録されている。

ら行

【利益】（P6, 24, 25等）

- ・ 損益計算書における収益と費用の差額。

地方公営企業会計においては公共的必要余剰とされ、資本的支出の財源に充てられる。

【利益剰余金】（P6, 21）

- ・ 業務活動の結果として生じた過年度の利益の累計額。

条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て特定の目的のために積み立てられる任意積立金及びその他特定の用途目的を与えられない未処分利益剰余金に区分される。

【利用料金制】（P5, 67）

- ・ 指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるものであり、当該利用料金は、公益上必要な場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める。

【累積欠損金】（P10, 45）

- ・ 業務活動の結果として生じた過年度の損失の累計額。